

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
会議録署名議員の指名	3
事件の訂正請求書	3
議案第20号 令和7年度利府町一般会計予算	4
議案第21号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算	4
議案第22号 令和7年度利府町介護保険特別会計予算	4
議案第23号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	4
議案第24号 令和7年度利府町町営墓地特別会計予算	4
議案第25号 令和7年度利府町水道事業会計予算	4
議案第26号 令和7年度利府町下水道事業会計予算	4
一般質問	9
10番 今野 隆之 議員	9
1 道路陥没事故から住民の安全と安心を守る対策について	
2 教育長不在による影響について	
3 救える命を守るためのAEDの普及と効果的な活用策について	
9番 浅川 紀明 議員	33
1 高齢者を不安にさせる各種犯罪への対策について	
2 防火活動に従事する消防団員の報酬不支給の問題等について	
6番 鈴木 晴子 議員	50
1 町のDX推進について	
2 これからの農業支援について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	和 田 あずみ 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
財 務 課 長	石 垣 伴 彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	門 田 唯 志 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
生 活 環 境 課 長	千 葉 友 弥 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君

代 表 監 査 委 員

宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 川 口 優 君

主 査 戸 石 美 佳 君

主 査 高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第3日）

令和7年3月12日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 事件の訂正請求書
 - 第 3 議案第20号 令和7年度利府町一般会計予算
 - 第 4 議案第21号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算
 - 第 5 議案第22号 令和7年度利府町介護保険特別会計予算
 - 第 6 議案第23号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 7 議案第24号 令和7年度利府町町営墓地特別会計予算
 - 第 8 議案第25号 令和7年度利府町水道事業会計予算
 - 第 9 議案第26号 令和7年度利府町下水道事業会計予算
 - 第10 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） ただいまから令和7年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 羽川喜富君、15番 永野 渉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 事件の訂正請求書

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、事件の訂正請求を議題とします。町長から理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、議案第20号令和7年度利府町一般会計予算に係る訂正につきまして御説明申し上げます。

令和7年度利府町各種会計予算書の5ページを御覧ください。

2款総務費6項企画費につきましては、300万円減額し、5億7,660万1,000円とし、2款総務費の総額を23億6,126万4,000円とするものであります。

6ページを御覧ください。

13款予備費を300万円増額し、1億1,868万4,000円とするものであります。

なお、訂正に伴う予算総額の変更はありません。

次に、令和7年度利府町各種会計予算説明書①の54ページを御覧ください。

訂正する内容としましては、2款6項3目スポーツ振興費18節負担金、補助及び交付金に計上していたスポーツ流鏑馬推進事業補助金の300万円を減額するものであります。

なお、訂正の理由といたしましては、今月の5日から予算審査特別委員会において審査していただいております令和7年度利府町一般会計予算に対し、10日付で利府町議会議長より予算審査特別委員会総括質疑事項に係る通知がなされたことにつきまして、質疑事項の1、スポーツ流鏑馬事業については、これまでも折に触れ説明をしてきたところでありますが、改めて総括質疑が提出されたことから、当該事業に係る予算の訂正を行うものであります。

以上が訂正の内容でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっています事件訂正請求書を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、事件訂正請求書を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

特別委員会は10時25分から再開いたします。

午前10時03分 休 憩

午後 1時45分 再 開

○議長（鈴木忠美君） ただいまより定例会を再開します。

日程第3 議案第20号 令和7年度利府町一般会計予算

日程第4 議案第21号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和7年度利府町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第24号 令和7年度利府町町営墓地特別会計予算

日程第8 議案第25号 令和7年度利府町水道事業会計予算

日程第9 議案第26号 令和7年度利府町下水道事業会計予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、議案第20号令和7年度利府町一般会計予算から日程第9、議案第26号令和7年度利府町下水道事業会計予算までを、議事の都合上、一括議題とします。

本件については予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○予算審査特別委員長（永野 渉君）

令和7年3月12日

利府町議会議長 鈴木 忠 美 殿

予算審査特別委員会委員長 永 野 渉

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果を申し上げます。

議案第20号 令和7年度利府町一般会計予算、原案可決すべきもの。なお、この事件、件名につきましては、附帯意見がついておりますので、要旨のみ報告させていただきます。

職場環境改善業務委託料について、一部の執務室をモデルフロアとしフリーアドレスに向けた改装を実施することだが、この改装だけに予算を執行するのではなく、全ての職員が恩恵を受ける職場環境改善策も講じるべきである。また、休息室や昼食を取れる場所の整備への検討など、職員が求める真の職場環境改善がどのようなものをさらに精査することを求めるものであります。

続きまして、議案第21号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算、原案可決すべきものの。

続きまして、議案第22号 令和7年度利府町介護保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

続きまして、議案第23号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものの。

続きまして、議案第24号 令和7年度利府町町営墓地特別会計予算、原案可決すべきもの。

続きまして、議案第25号 令和7年度利府町水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

続きまして、議案第26号 令和7年度利府町下水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

以上であります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第20号令和7年度利府町一般会計予算についての討論、採決を行います。

討論ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 議案第20号令和7年度一般会計予算について、共産党議員団として反対の立場で討論を行います。

なお、反対理由については、さきの予算審査特別委員会で述べているので省略いたします。

○議長（鈴木忠美君） 次に、賛成討論。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 令和7年度一般会計予算について、賛成の立場から討論します。

ただし、討論の内容については、先ほどの予算審査特別委員会で申し上げましたので省略し

ます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号令和7年度利府町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 議案第21号令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算に、日本共産党議員団として反対の討論を行います。

なお、反対理由については、さきの予算審査特別委員会にて述べておりますので省略いたします。

○議長（鈴木忠美君） 次に、賛成討論。11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、議案第21号令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

内容につきましては、予算審査特別委員会で述べましたので省略いたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号令和7年度利府町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第22号令和7年度利府町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第23号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和7年度利府町町営墓地特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第24号令和7年度利府町町営墓地特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和7年度利府町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第25号令和7年度利府町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和7年度利府町下水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第26号令和7年度利府町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は14時10分とします。

午後1時56分 休 憩

午後2時09分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第10、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、8名であります。通告順に発言を許します。

10番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔10番 今野隆之君 登壇〕

○10番（今野隆之君） 皆様、お疲れ様です。

10番今野隆之でございます。今回は3点、通告順に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1、道路陥没事故から住民の安全と安心を守る対策についてということで、本年1月28日、埼玉県八潮市において大規模な道路陥没事故が発生しました。報道によると、老朽化した下水道管が破損し、そこから土砂の吸い出しが生じたことが主要因として強く疑われておりますが、現在も詳細な原因究明が進められている状況です。

事故の影響により周辺住民には一時的に下水道の使用自粛が呼びかけられるなど、地域生活に大きな支障が生じました。この事態は、上下水道などのインフラが老朽化したまま放置された場合、単なる道路の陥没にとどまらず、住民生活そのものに深刻な影響が及ぶ可能性があることを改めて浮き彫りにしました。

このような事態を受け、本町においては、道路、上下水道の老朽化状況や町内横断的な管理体制の現状を改めて点検し、国、県の交付金や補助制度を活用した効果的なインフラ整備計画を策定・実施する必要があると考えております。

そこで、予防保全の具体的な取組を含め、本町の現状と課題、今後の対応方針についてお伺いします。

（1）町内における道路陥没事故の状況と対応について。

1、直近5年間に町内で発生した道路陥没について、その原因や被害の状況、具体的な措置や対応をどのように行ったのかお伺いします。

2、今回の大規模な道路陥没事故を受け、町として新たな点検や特別な調査を実施しているのかお伺いします。

（2）下水道管の老朽化対策と予防保全の取組について。

1、下水道管の老朽化や破損による陥没事故を防ぐための定期点検やモニタリング体制はどのようなになっているのか。また、不明水調査の実施状況についてお伺いします。

2、破損リスクが高いとされるヒューム管や大口径管に対して、どのような優先順位で調査や更新を進めているのかについてお伺いします。また、社会資本整備総合交付金などの外部財源の活用状況についても併せてお伺いします。

3、予防保全を強化するための中長期的な維持管理計画はどのように策定され、具体的に何年度までにどのような取組を行う予定であるかお伺いします。

（3）先進技術の活用及び情報公開について。

1、上下水道管の点検や劣化診断において、A I 画像解析やドローン、人工衛星などの先進技術を活用する考えがあるのかについて、また、漏水調査における衛生解析の費用対効果や県との連携の可能性についてお伺いします。

2、点検結果や補修計画の進捗など、町民の不安解消のための情報公開をどのように進めるのかについてお伺いします。

大きい2番、教育長不在による影響について。

令和6年9月末日をもって教育長が任期満了で退任され、10月1日以降、本町では教育長が不在のまま職務代行員による対応が続いております。教育長は、教育行政の中枢を担い、教育政策の立案や学校運営の方向性を示す上で不可欠な存在であるため、その不在が長引けば、学校現場だけでなく、町政全体にも大きな影響が及ぶことが懸念されます。

教育行政は町の未来を支える要であり、決して揺らぐことがあってはならないと考えております。子供たちの教育環境を守り、町の将来を支えるためにも、教育長不在という状況を一刻も早く解消すべきではないでしょうか。町民の皆様もこの状況に不安を抱き、町政の対応を見守っているところです。

この状況を踏まえ、町として具体的な対応が求められると考え、以下の点についてお伺いします。

（1）教育長不在に伴う教育行政や学校現場への影響について。

教育長不在によって、現在の教育行政や学校現場に具体的にどのような支障や課題が生じていると認識しているのか。職務代行員体制による運営の限界や問題点をどのように捉えているのかお伺いします。

教育長が果たしてきた重要な意思決定やリーダーシップが不足している状況への対応をどのように考えているのか。また、教育長不在の状態が続く中で、教育委員会や町として教育行政の停滞を防ぐために、どのような対策を講じているのかお伺いします。

（2）教育長不在に対する情報発信と説明責任について。

教育長不在の状況について、学校や保護者、町民への丁寧な情報発信や説明責任の在り方をどのように考えているのかお伺いします。

大きい3番です。救える命を守るためのAEDの普及と効果的な活用策について。

突然の心停止は、いつどこで発生するか分からないものであり、日本では年間約7万人が心臓突然死により命を落としていると言われております。その多くは、迅速な対応によって救える可能性があるともされております。

AEDは心停止からの救命率を飛躍的に向上させる重要な機器ですが、設置場所や使用方法の認知度にはいまだ課題が残っている状況です。

本町においても、公共施設や学校、商業施設などにAEDが設置されておりますが、その設置状況や管理体制、使用に関する周知・啓発の取組については、より一層の検討が必要であると考えております。

そこで、本町の現状と課題、今後の対応方針についてお伺いします。

（1）公共施設、学校におけるAEDの設置と管理状況について。

本町内の公共施設や学校に設置されているAEDの管理状況について、屋内のみの設置では閉館時に使用できないケースがあるため、屋外へのAED設置とその管理上の課題をどのように整理し検討を進めてきたのかお伺いします。

学校関係においても、校舎内だけではなく、校門や運動場など屋外でもAEDを利用できるよう設置場所の見直しや増設など、利用範囲の拡大を検討すべきではないでしょうか。

（2）公共性の高い施設へのAED設置支援について。

町内会で管理している集会所など、公共性が高い施設にもAEDの設置ニーズがあると考えられます。町としてどのような支援を検討しているのかお伺いします。

（3）日本救急医療財団のAED設置情報システムへの登録状況について。

日本救急医療財団のAED設置情報システムへの登録について、公共施設分はどの程度完了しているのか。また、課題となっていた民間施設への登録啓発は進んでいるのかお伺いします。

登録を促すための町独自の取組やホームページ、広報紙等を活用した周知について、どのように行っているのか。さらに、新規設置や撤去などの情報更新をどのような手順、体制で行っているのかお伺いします。

（4）町内小・中学校における救命活動体制と指導について。

町内の小・中学校において、AEDを使用し、教職員が連携して、迅速かつ適切に救命活動を行える体制は整備されているのかお伺いします。

また、児童・生徒への救命活動の指導内容やジュニア救命士養成講座の導入検討状況についてお伺いします。

（５）女性・妊婦へのＡＥＤ使用と最新の救命知識の周知について。

女性や妊婦へのＡＥＤ使用に関する配慮や、新ガイドライン、心肺蘇生ガイドライン2020に基づく、胸骨圧迫及び人工呼吸の新たな手順など、最新の救命知識を町民や職員へどのように周知しているのかお伺いします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１の道路陥没事故から住民の安全と安心を守る対策について、２の教育長不在による影響について、町長。

３の救える命を守るためのＡＥＤの普及及び効果的な活用策について、（１）（２）（３）（５）については町長、（１）（４）については教育部長。

初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 10番今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の道路陥没事故から住民の安全と安心を守る対策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の町内における道路陥没事故の状況と対応についてでございますが、直近５年間に於いては、下水道管と地下横断管の破損により、破損箇所から土砂の吸い出しが生じたため、道路の陥没が２件発生し、うち１件で車両被害が発生しております。

発生後は直ちに道路の通行を封鎖し、二次的な事故を防ぎ、破損箇所の早期復旧を図るため、緊急工事を実施しており、２件とも周辺の建物や施設等には影響がないことが確認できたことから、即日に復旧し、道路の通行封鎖についても解除しております。

今回の大規模な道路陥没事故を受け、町では下水道管が布設されている路面の巡視を行い、地上面の異常な沈下や陥没等点検したところ、特に異常は見つかりません。

今後も毎月２回実施している道路パトロールにおいて、目視により道路の状況を点検し、地上面に異常が確認できた場合には、埋設管の管理者と連携し、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

次に、（２）と（３）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

本町の下水道事業は昭和50年から事業に着手し、これまで計画的に整備を進めてまいりました。現在は建設投資もおおむね完了し、污水管及び雨水管を合わせて約237キロメートルの管路

を管理しており、定期的にマンホール内部を目視により点検しているほか、腐食が進みやすい環境にある管路については、下水道法に基づき、5年ごとに点検を実施しております。

管路整備後の経過年数につきましては、令和5年度末時点で法定耐用年数の50年を超えた下水道管は約6キロメートルとなっており、今後は法定耐用年数を超過する管路が増加し、全ての管路を改築・更新するには多くの時間と費用を要するため、計画的な改築・更新に取り組んでいく必要があると考えております。

このようなことから、町では令和5年度に維持管理の適正化と効率化かつ効果的な改築更新事業実施を目的とし、令和6年度から令和10年度を計画期間とした利府町下水道ストックマネジメント計画を策定し、優先順位をつけて、損傷が著しい管路の改築更新事業を進めているところであります。

改築更新事業の実施に当たっては、同じ時期に整備した下水道管であっても、管種や埋設されている箇所の地質の違いなどにより老朽化の進み具合も異なるため、整備後の経過年数だけで判断をすることなく、ストックマネジメント計画を策定した際に実施した管路のカメラ調査結果や、毎年度実施している不明水調査により判断し、順次改築・更新を計画しているところであります。

なお、改築・更新を実施する際は国の交付金を活用しておりますが、本交付金については令和9年度以降の採択要件として、官民連携事業を導入した包括的民間委託の実施が位置づけられております。

本町においては、議員御承知のとおり、来月から全国に先駆けて包括的民間委託を実施することから、今後の改築・更新についても国の交付金を活用し整備できるものと考えております。

本町の上下水道事業については、包括的民間委託の導入により、民間のノウハウや専門性の高い技術力の活用が期待され、管理水準が向上するとともに、長期にわたり安心・安全が確保できるものと考えております。

上下水道管の点検や劣化診断において、AIや人工衛星などを活用した点検調査に取り組んでいくことも方法の一つではありますが、本町では、毎年度、音調による漏水調査を実施しており、高い精度で漏水箇所を特定するなどの成果が表れております。

こうしたことから先進技術の活用に当たっては、調査結果の精度や費用対効果などの有効性を受託者と検証するとともに、宮城県が推進する広域連携による共同発注も視野に本町にとって最も効果的な点検・調査を実施したいと考えております。また、点検・調査の結果等につきましては、町のホームページやSNSにより周知することで、町民の皆様にご不安が生じないよ

う努めてまいります。

次に、第2点目の教育長不在による影響についてお答え申し上げます。

まず、（1）の教育長不在による対応についてでございますが、教育長の不在については、保護者の皆様をはじめとする小・中学校関係者、教育委員会、そして町民の皆様に御心配をおかけしており、教育長の任命権者としてじくじたる思いであります。

昨年の9月定例会において、教育長の任命に対する同意が得られなかったため、前教育長在任中において臨時的教育委員会を開催し、10月以降の教育委員会の体制について協議をするとともに、緊急臨時小・中学校校長会において、学校に対して指示・伝達を行っていただきました。

現在、教育委員会の実質的実務や議会对応については、委任を受けた教育部長が行っておりますが、定例教育委員会等の会議の主催や全体的な問題が生じた場合の対応、そして式典、会議、イベント等の種類によっては、教育長職務代行員である村松淳司氏に対応していただいているところであります。

本来、教育委員会は、1人の常勤の教育長と4人の非常勤の教育委員の構成による5人の合議制の執行機関であるべきところですが、学校教育や生涯学習をはじめとする教育行政全般を常に注視し、教育委員会の全ての責任を負うべき常勤の教育長が不在であることから、現在は非常勤である教育長職務代行員にその職務を代行していただいている状況であります。

特に教育長の重要な職務の一つである教職員の人事案件については、教育部長が執り行っております。町長部局から独立している行政委員会であるとはいえ、教育委員会に対し、最大限の連携・サポートを行っているところでありますが、教育委員会の職務権限にまでは踏み込むことができませんので、村松職務代行員をはじめとする4人の教育委員には負担をかけているものと認識をしております。

このような事態を早期に解消できるよう、今後、議員の皆様に同意いただけるような人選を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の教育長不在について情報発信や説明責任の在り方についてでございますが、町といたしましては、町民の皆様に対して丁寧な情報提供を行うことが重要であると考えております。

小・中学校に対しましては、先ほど申し上げましたとおり、前教育長在任中に開催された緊急臨時小・中学校校長会において十分に説明するとともに、保護者や町民の皆様に対しましては、令和6年10月号の広報りふに教育長の人事案件に関する経緯について掲載しお知らせをし

ております。

さらに、教育委員及び行政区長会の皆様に対しましては、懇談の場において直接御説明させていただいたところであります。

今後は、婦人会やボランティア友の会、子ども会、PTAなど各種団体との交流の場を活用し、皆様と丁寧に対話していきたいと考えております。

本町の教育行政をさらに進めるためにも、教育長不在の状況は大変大きな問題であると認識しておりますので、この状況を真摯に受け止め、引き続き町民の皆様の御理解をいただきながら、教育環境の充実を図ってまいります。

次に、第3点目の救える命を守るためのAEDの普及と効果的な活用策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の町内の公共施設におけるAEDの設置と管理状況についてでございますが、本町の公共施設では、小・中学校9校を含む28施設に30台のAEDが設置されております。管理状況につきましては、施設によって買取りやリース等、契約状況は異なりますが、パッドなどの消耗品につきましては使用期限があることから、各施設管理者が適正な時期に交換等を行い対応しているものであります。

次に、AEDの野外設置に係るメリットと管理上の課題につきましては、24時間誰でも活用していただけるというメリットはありますが、近年、外気温が夏場は高温になり、冬場は氷点下となることから、温度調整機能や防水機能を持ち合わせない収納ボックスでの管理では、AED機器の故障の原因となるほか、いたずらや盗難等のおそれがあるなどの理由から実施しておりません。

次に、（2）の公共性が高い施設への支援についてでございますが、現在、町独自での支援制度はございませんが、自治総合センターが実施している助成事業がありますので、導入の際には町に御相談をいただきたいと考えております。

次に、（3）のAED設置情報システムへの登録状況についてでございますが、一般社団法人日本救急医療財団が運営するAED設置登録情報システム、いわゆる財団全国AEDマップにはほぼ登録が完了している状況ですが、未登録の施設もあることから早急に登録を進めてまいりたいと考えております。

また、民間施設等につきましても、新設された事業者の登録が確認されていることから進んでいると認識しております。登録を促すための町独自の取組等につきましては、AED機器導入に際し、AED設置登録情報システムへの登録のお知らせ等が同封されておりますので、各

事業者がそれぞれ登録していただきたいと考えております。

また、新規設置・撤去などの情報更新については、公共施設については、町内において周知等を実施してまいります。

次に、（５）のＡＥＤ使用に関する配慮等についてでございますが、新ガイドラインにおいて変更になっている胸骨圧迫や人工呼吸の新たな手順や女性に配慮した最新の救命知識につきましては、町民を対象とした救命講習会を年４回開催し、講習会の中で周知しておりますので、職員につきましても職員研修の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育部長。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 10番今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

第３点目の救える命を守るためのＡＥＤの普及と効果的な活用策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の学校におけるＡＥＤの配置とその管理状況についてでございますが、現在、小・中学校には１台ずつＡＥＤを設置しており、職員室や昇降口など、教職員にとって分かりやすい場所に設置しております。

管理状況といたしましては、学校ごとではなく、教育委員会において一括してリース契約をしており、必要な時期にパッドなどの消耗品を交換するなどの管理を行っております。

また、複数台の配置や屋外への設置につきましては、次回の更新時期に合わせて実施する予定としており、既存の屋内をはじめ、屋外や体育館への設置を進めることとしております。屋外等への設置に当たっては、管理上の課題も想定されておりますので、各小・中学校の実情に即した内容となるよう、意見や要望について把握しながら進めていくこととしております。

次に、（４）の町内小・中学校における教職員の救命活動の連携体制や児童・生徒に対する救命活動の指導、ジュニア救命士養成講座の導入・検討状況についてでございますが、教職員については、各校において心停止事故を想定した救命活動時の連携を含め、救命救急講習などの研修や訓練を行っております。

小学校については、保健体育の授業において救命活動の話をしておりますが、救急救命が必要な人を見つけた場合は、一刻も早く教師や近くの大人に伝えるよう指導しております。また、体育指導の中で着衣水泳の学習などを行っている学校もございます。

中学校については、保健体育の授業において救命救急について取り扱い、訓練用具を用いるなど、より実践的な実技指導などを行っております。

なお、ジュニア救命士の養成講座については、現在取り入れている学校はございません。新

たな行事や授業を取り入れる場合には、準備時間を要するため、現在行っている救急救命に関する授業との整合を図りながら、児童・生徒の意識の向上や効率的な取組を実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○10番（今野隆之君） では、（1）の再質問お願いいたします。

事故後の対応プロセスの詳細ということで、即日復旧されたというふうなことなんですけれども、具体的に道路封鎖から工事完了までの時間とか手順ですね、あと関係機関との連絡体制はどうなっていたのか、明確なマニュアル等が整備されているのであれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

事故後の対応ということですが、この事案については、約1日ということで封鎖から完了までかかっております。1日といいましても、約8時間ぐらいかなというふうに思っております。

手順につきましては、事案ごとに判断しているということで、基本的には安全確保を図った上で復旧を最優先するというような手順で進めております。併せて原因の調査もやっているという状況です。

それから、明確なマニュアルというところですが、こちらは事案とかによって、やはり関係機関であるとか事故の対応策というのがそれぞれ異なってくるものですから、明確なマニュアルは作成していない状況です。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 関係機関との連絡体制についてなんですが、警察とか消防とか水道担当部署、道路管理担当部署あると思うんですが、それぞれどの段階でどのように連絡を取り合うか、それは事故の内容にもよるんでしょうけれども、平時から情報共有とか連携訓練みたいなを行っているのかどうか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

特に平常時に訓練とかをやっているということは特にございません。

やはり事故が起きたときに必要な関係機関との連絡、情報共有、そういったところを即座に進めているという状況です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 道路とか土木とかも下水道関係してくると思うんですけども、例えば定期的な会議とか、そういったのを開いているのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

定期的な会議ということですが、特にそういった会議等を設けておりません。

県ともそういった会議等はございませんけれども、特に町道管理者、町道ですから施設管理のほうは上下水道と隣接するフロアになっていますので、常にそこは情報共有ができていますというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 封鎖から完了まで約1日、8時間ぐらいということだったんですけども、非常に短時間で対応されたということですが、例えば夜間とか休日に事故が発生した場合でも同じようなスピード対応が可能なのか、体制をどのように整備しているのかお聞かせ願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

上水道の事故については、利水会と年間で委託契約をしております、当番制を取って常に連絡を取れるような状況にはなっています。

ただ、下水のほうの事案については、これは当番制とかというのは取ってなくて、事案が発生したときにお願いますという形ですが、夜間とかでもやはり緊急なものですから、こちらから業者への連絡・調整というのはするような形は取っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） そうすると、夜間でも休日でも即対応していただけるというふうなことなんです。はい、分かりました。

陥没箇所について、定期的な追跡調査みたいなのはやっているのかどうか。例えば、今回は応急処置みたいな形でやったのかどうかちょっと分からないんですけども、定期的にその後、経過観察とか定期点検を行っているのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

この事案につきましては、本復旧、仮復旧という形ではなくて、埋設管の本復旧をもう即座に実施しているというところで、1週間から2週間程度の追跡調査というのは当然やっていますけれども、その時点で異常がなければ、その後、その場所をピンポイントに追跡調査というのは特に行っていないという状況です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 過去5年間で発生した陥没事故以外にも潜在的に陥没リスクが高いと判断している地点はあるのか。その箇所や具体的な対策状況をお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

潜在的なリスクあるところがあるかというところですが、今のところ、ストックマネジメント計画の際もいろいろ調査していますけれども、そういった場所は今のところないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 今のところリスクが高いと判断している箇所はないということですが、どのような基準や手法でそのリスクなしと判断したのか。例えば客観的な根拠とか、そういったのあるのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

今お話ししたストックマネジメント、この計画を立てる際に、管の口径であるとか、あとは整備後の年数であるとか、そういったものを総合的にリスク判断ということをしておりますので、そちらで一応確認を取っているという状況です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、八潮市の事故原因の把握と活用ということで、八潮市で起きた陥没事故、その後の原因究明の結果や教訓ですね、どのように把握されているのか。町として参考とする具体的なポイントはどこにあるのか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

八潮市の今回の原因というのは、いまだ明確には公表されていないということです。

一応町では、ストックマネジメント策定時のスクリーニングというカメラ調査ですね、こちらやっていますので、このカメラ調査というのは、やはり重要性があるなということで再認識していることが一つありますし、それから、ストックマネジメントで策定しました今後の更新事業ですね。これをやはり確実に進めなければいけないなというふうなところで考えておりますが、現在、国においても八潮市の事故を受けて検討会が進められているということで、そのいずれ結果が夏ぐらいには出てくるのかなあということで思っておりますので、そういった結果も踏まえて、今後、管理していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） スtockマネジメント計画、出てきてましたけれども、これホームページとかで見ても出てこないんですよ、この計画。私は上下水道部からいただいたんですけども、やはり町民にも分かってもらうために、この計画を周知すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

ストックマネジメントの公表ということですが、確かに公表は今現在のところしておりません。

一応これ5年ごとにローリングするような計画になっておりますので、それを公表するかどうか、しっかりした冊子になっているわけでもないの、その辺の公表するかどうか、さらにちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） よろしく願います。

次、（2）（3）の再質問に入っていきます。

法定耐用年数を含めた管を含めて、老朽化が進みやすい管路、5年ごとに点検しているということですが、この5年間に劣化が進むケースもあると思うんですね。それで、突発的な陥没などを防ぐため、年間巡視とかりアルタイムモニタリングなどの追加施策は検討はしているのか。また、下水道管の更新において、管の老朽度、使用頻度、陥没の危険性など判断基準は、町としてどのように定めているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

リアルタイムでモニタリングとかできないのかというような内容かなと思いますが、先ほどお話しさせていただいている管路の延長というのが237キロメートル、かなり膨大なものですから、費用的にも追加の政策はなかなか難しいかなというふうに考えております。

点検方法については、町道の管理者とちょっと連携を図って、今までも図っているんですけども、今後も図っていききたいなと思っております、道路パトロールやっておりますので、そちらと連携したいなというふうなことも考えております。

それから、4月から包括委託始まりますけれども、水道のメーター検針の方おりますので、メーター検針に歩くときに、道路のほうも併せて見ていただきながら確認をしていきたいなというふうに思っております。

それから、下水道管の更新のときの判断基準とありますけれども、これは基本的に国が示しているガイドラインにのっとって判断していくという形を取っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 水道検針員の方に路面への巡視をお願いするという対策なんですけど、具体的なマニュアル作成とか研修の実施予定はあるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

今のところ、そういった研修とかというのは考えておりませんが、先ほどもお話ししたように4月から包括委託が始まって、リフレックスという会社が事業者になるわけなので、そちらと細かいところ、詳細を詰めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） ぜひ検針員の方にも研修とか実施していただければと思います。

次に、下水道管の老朽化は、災害で、大雨や地震などの災害時に被害が拡大するおそれもあります。町の防災計画やBCPと老朽管の維持管理計画との連携はどうなっているのか。災害が発生しても下水があふれ出さないよう、具体的な対策を講じているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

現在のところ、事業継続計画、BCPというものは、今のところ、つくっておりません。

これも4月以降の話ですけれども、やはりSPC、リフレックスさんのほうでこれをやっぱり考えていかなくちやないということで提案にもございますので、それは4月以降協議をしていきたいなというふうに思っています。

あとは、災害発生したときの下水があふれ出さないような対策ということですが、下水道管を埋設する計画を立てるときには、管の口径を決めるわけですけれども、そのときに計画の汚水量を流すのに、管の中を満杯で流れる計算はしていないんです。管の中を5割とか6割で流れるような設計になっていて、まずその部分でもう既に余裕幅を持っているということで、これは通常のちょっとした災害であれば対応は可能かなというふうに思っていますし、ただ、今は線状降水帯とかがあって、急激な豪雨とかというのがある場合がありますから、そういった時まで確実に大丈夫ですという部分では言いかねるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、法定耐用年数超過6キロメートル、約6キロメートルとのことなんですけれども、この6キロメートルについて、今後、何年度までにどのような優先順位で更新を進めるのか、具体的なその年度ごとの更新計画をお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

法定耐用年数超過している6キロメートルということですが、これにつきましては、令和6年度から令和10年度のストックマネジメント計画の中にもう既に網羅をされているというところで、令和6年度、今年度ですね、今年度に改築の設計を進めたということで、令和7年度から3か年を予定して改築をしていきたいというふうに思っていますけれども、そのキロ数については、スクリーニング調査、カメラ調査をやって、必要な部分の1.6キロメートル、今のところ予定として1.6キロメートルを施工しようというふうに思っています。

ただ、この1.6キロメートルの年度ごとの内訳については、今ちょっと手持ちにないものから、そこは後でお知らせしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 令和7年度から3か年で1.6キロ分ということですよ。残りの4.4キロメートルの更新スケジュールはどうなっていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

この超過している6キロメートルということですが、具体的には神谷沢団地が町内で一番古いかなというところで、その部分になるんですけれども、全てストックマネジメント計画を立てるときに、カメラ調査を入れて、リスク調査をやった上で、必要になる部分が1.6キロメートルと、改築が必要になる部分が1.6キロメートルという判断をして3年間で改築していくという計画になっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、不明水調査についてお伺いします。

実施状況、あとまた具体的な手法ですね。それと、どのエリアをどの頻度で調査しているのかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

不明水調査なんですけど、やはり区域としては、神谷沢方面がメインで今、不明水調査やっております。令和2年度から令和4年度までもやっております。延長については、約3年間で2.3キロメートルぐらいカメラ調査をやっていますが、こちらについては、調査結果を見て、その同じ年度に部分補修はもう既に行っているというところなんです。

あとは、令和5年度にストックマネジメント計画を策定しておりますので、その部分で20キロメートルほど管内カメラで調査をやったということがありますので、そういった部分で不明水調査とストックマネジメントの計画策定のための調査をこれまでやってきているという状況です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 神谷沢地区の管路が古いというふうなことなんですけれども、ヒューム管、これは経年劣化しやすいと言われてはいますが、神谷沢はヒューム管なのか、それと、町内の総延長のうちヒューム管が占める割合はどの程度なのか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

神谷沢団地内がどのぐらいヒューム管あるのかというと、ちょっと内訳は今ちょっと持っていないのでお答えできない部分なんですけれども、町全体としては、ヒューム管の割合というのは約50%ぐらいとなっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、中長期予算の確保と財政負担の見通しということで、令和6年から令和10年度にストックマネジメントを行うとなると、更新費用も相応にかかると思います。

その財政負担をどのように捻出して、どの程度の予算規模を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

まず、財源ですけれども、国からの交付金と企業債ということで考えております。

世代間負担の公平性というのがありますので、収支バランスを見極めながら、平準化を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

費用ですね、更新の費用なんですけれども、アセットマネジメントで示しているのは約4,000万円、年度ごとに4,000万円の更新費用で、平準化を図りながら進めていくというような内容を示しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、点検補修計画の情報公開ということで、いつどこで下水管の改修工事が行われるとか、現在の進捗はどうかなど、公開する必要があるんですけれども、町として定期的な広報などで発信する考えはあるのか。

それと、今回、八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえて、町ではどういう点検を行ったかというのを3月3日にSNSで発信しているのは確認しました。こういう形でやっていってもらえればいいのかと思うんですけれども、先ほど言った改修工事がどこで行われるとか、進捗はどうだとかというの、ぜひ公開していただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

点検結果については、今後も同じような形でSNS等で発信をしていきたいなと思います。

ただ、老朽化に対する更新の進捗状況、こちら今から始まるものですから、まだ成果が上がってきていないというのもありますし、その辺は、次年度以降に進捗状況を見ながら検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次、大きい2番の教育長不在による影響についてということで再質問させていただきます。

まず、教育長不在の早期解消の見通しですね。人選を進めていくというふうなことですけれども、いつ頃、新教育長の選任が完了する見込みなのか、目安となる時期を教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 教育長の人選につきましては、鋭意、今、行っているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、教育委員会の負担軽減策ということで、現在、教育委員4名や教育部長への負担が大きいとの答弁がありましたけれども、その負担を軽減するために具体的にどのようなサポートや体制整備を進めているのかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でありましたとおり、連携を図りながらやっております。あとは、定例的に、教育委員会の定例会後に町当局のほうにもそういった不具合等がなかったかとかということで情報提供をいただきながら、連携を図って支援を行っているような状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 教育委員とか教育部長の負担が大きいということなんですけれども、それに対する具体的なサポートとか、そういったのというのは分かりますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） こちらのほうも先ほど町長の答弁の中にありましたが、教育委員会に対して最大限の連携とサポートというふうには考えているところではございますが、職務権限の関係がございまして、直接そちらのほうに関わるとか踏み込んだことができないということで、それ以外の部分で支援等を行っている状況です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、職務代行員の役割、範囲ですね。イベントなどの種類によっては代行員が対応しているということですが、具体的にどのような場面で、また、どの程度の決裁権限を有しているのか、差し支えない範囲で教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

具体的に言うと、大きな行事等、例えば入学式や卒業式、それから二十歳を祝う会など、大きな町の行事等、学校の行事等については村松代行に行っているという状況です。

また、決裁等については、おおよそ私ができるところが多いので、まずは私が主にやっているという状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、教育長不在による学校現場への影響を伺います。

答弁では、小・中学校関係者等への心配をおかけしているとありましたけれども、現場の教職員や保護者から具体的にどのような不安とか相談が寄せられているのか、把握している範囲で説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

保護者からの声としては、学校維持というか、崩れていかないのかなあというような声とか、それから何か起きた際にどうなのかというあたり、また保護者の声を直接理解してもらえないところの不安ですとか、そんなあたりの声が聞こえているところではございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 不安の声に対してきちっと対応策を立てて対応してください。

次に、教育政策の継続的確保ということで、教育長不在であっても教育政策の方向性とか、重点施策を停滞させないために、教育委員会としてどのようなアイデア、確認手続を行って方針を打ち出しているのか伺います。

また、教育長がいなくて、これまでと比べて、その意思決定に時間がかかることはないのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

まず、私が大体代行できる部分は私が学校長との連携を図りながら進めているところでございますので、特に何か遅れるというようなところはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 町議会との連絡、協議体制についてですが、教育行政に関する議会对応も教育長が大きな役割を担っていたというふうなことで、教育長不在の中で議会への報告とか

答弁の体制、答弁は今、教育部長やっていますけれども、どのように整えているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

その点についても、教育長不在ということで私に対応しているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 新教育長の人選ですね、これは長引くことも想定されると思います。そのときに、教育委員会や町長部局、学校現場、それぞれでどのような追加措置や体制強化を講じる計画があるのか、見解をお聞かせください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） ただいまの質問ですけれども、今不在ということで、大変いろいろ迷惑をかけているところありますけれども、町といたしましても、教育委員会と連携しながら、様々な事業それから施策対応を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） じくじたる思いという答弁がありましたけれども、その思いを町民に伝えるため、今後、改めて町長や教育委員会として町民向けメッセージを発表する予定はあるか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 答弁でも申し上げましたとおり、あらゆる機会、あらゆるチャンネルを使って町民の皆様には教育長不在について説明をさせていただいて、今もおります。

ただ、これ非常に難しい、大変難しいことでございます。最終的には議会の皆様が議決によって決めるということ、前回否決をされたということは、これは重たい事実でございます。私が教育長いかがでしようかと、これこれこういう状況で、今こういうふうな教育行政を利府町は担って、町は一つの学校であるということで頑張っています。ただ、議会の皆様が同意していただけるか分かりません。最終的には議会の皆様にお任せするしかありません。そして、過去に否決された事実がございますといったときに、果たして、人生を変えるような大きな選択をそこでしていただけるかどうかということは、これは、私も言葉を尽くして、本当に饒舌になって、一緒にサポートしますということは、本当に力の限りやらさせていただきますというお話をさせていただきますが、最後、最後、責任持てませんって私もなかなか言いにくいんですけれども、それは過去あったことは伝えなければなりません。そのときに、やりましようと言ってくくださる方というのは、本当に難しいし、前回、これは全然何とも他意があるわけじゃあ

りません。前回、私としてもこの人はもう本当に最適だと、最適任者だと思う方を議会の皆様に提示をさせていただきました。残念ながら同意を得られなかった、私の力不足のためでございます。

そこは、前に、以前に提出をさせていただいた適任者以上の方というのは、どういった人になるんだろうか。これはまた本当に人選は難しい。ただ、ありとあらゆる今選択肢、またはチャンネルを通して、お願いまたは依頼をしているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 分かりました。

次に、AEDにて再質問をさせていただきます。

まず、学校関係、屋外設置に向けて、来年度でしたかね、対応していくというふうなことになるんですけども、屋外設置を実施していない理由として、故障、いたずら、盗難などが挙げられると思いますが、ただほかの自治体でも屋外設置やっているんですよね。この間は仙台市教育委員会で、屋外にAEDを順次配備していくと、2025年度から2年間で。それで、休日夜間も含めて、いつでも誰でもが使用できるようにしているんですね。

それで、やっぱり適正な温度管理というのは必要なので、この専用の保管ボックスを据えて、設置場所は昇降口前とか体育館の脇など、各校の状況に応じて検討するとしていますが、やはり屋外設置というのは必要だと思うんですね。

ですから、利府の学校のほうでもそれをやっていただきたい。

それと、公共施設については、屋外設置の検討はなされているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

まず、学校については、先ほど答弁したとおり、次回の更新時期に合わせてということで、次回の更新が令和9年3月31日で終わります。その後というふうになります。

そのときに、屋外や体育館の設置も進めていきたいというふうに考えておまして、これも先ほど答弁したんですけども、各学校の実情に即したものになりますように、学校の意見、要望等も聞きながら進めていきたいと考えております。

なお、学校のほうでは、やはり学校開放、施設開放等もしておりますので、それも必要かなというふうに感じているところですので、進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 公共施設についてお答えいたします。

答弁の中でお答えしていますとおり、現在実施しているところはございません。

それと、今後についてですが、今だんだんそういった外につけるとかというのも出てきていますので、その問題点、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、外気温とか、高いとか低いとかそういったものへの耐久性等もいろいろ調べながら、調査のほうまずは必要性に応じた、どの施設でも必要なのかとか、そういったのも含めて調査のほうをしたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） ぜひ調査・検討をお願いします。

次、AEDがあってもその使用方法が分からないとかだと使えないですね。ですから、町としてAEDの場所とか使い方を十分啓発していただくというふうなことで、どのように考えていますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） AEDの設置されている場所につきましては、設置の中に説明書等が入っておりますので。

あとは、周知につきましては、財団全国AEDマップ、そういったものを利用して設置箇所のほうの情報を取得していただければと考えています。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、公共性の高い施設にもAEDの設置ニーズがあるんですけれども、導入の際には町に相談をとということで、自治総合センターの助成ということですね。

具体的にどの部署が窓口となって、どのような支援、例えば申請サポートとかを行うのか伺います。

それと、この自治総合センターの助成事業、私初めてこれ分かったんですけれども、どのように周知しているのか、町内の公共性が高い施設については、きっちり周知を行っていかなくちゃいけないのかなと思うんですけれども、いろんな周知方法あると思いますけれども、そこら辺をお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

初めに、補助制度の形になります。こちら自治総合センターのコミュニティー助成事業の中の地域防災組織育成助成事業という部分で、そういった地域防災組織育成に係るAED設置の助成等が対象となります。

ただ、こちら本体のものになりまして、設置のときに対象になりますけれども、その後に維

持管理でパット交換だとか電池の交換だとかというのは、その後は使えないような内容の事業になっております。

額にしまして、1件当たり30万円から200万円までという事業費の事業対象枠がございますので、購入なさるものによっては、30万円に届かないと対象になりませんので、そういったことも含め町のほうに相談をいただいて、導入の方法を進められるようにということで考えております。

すみません、周知につきましては、現在こちらのほうを改めてホームページ等に載せておりませんので、今後そちらのほうでそういったものを利用しながら、周知できるような形にして考えてまいります。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 担当窓口のほうになりますが、危機対策課のほうに御相談のほういただければと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、教職員のAED使用実技訓練について伺います。

研修や訓練では、実際のAEDを使った実技ですね、これをどの程度取り入れているか。また、AED操作だけでなく、心肺蘇生との連携について、実践的に指導しているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

各学校で毎年1回、AEDそれから心肺蘇生法、関連させて訓練を行っております。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 実際に、緊急時に、心停止時、緊急時に教職員同士がどのような連絡とか役割分担をするのか。各校でマニュアル化がされているのか。

特に休み時間とか放課後とかは、教師が分散している時間帯での連携方法ですね、これを伺います。

実際新聞にこの間出てたんですけれども、授業中に倒れた教諭にAEDということで、これ教職員5人による息のあった連携プレーが尊い命を救ったというふうなことで出ています。これは船岡中学校で、柴田消防署から感謝状ということで出てたんですが、船岡中学校では毎年授業で救急救命講習を行うなど、命の尊さを学ぶ教育に力を入れ、生徒・教職員ともに救命意識が高いということなんですけれども、そこら辺も踏まえて答弁のほうお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

各校でマニュアルのほうを作成しておりますので、それに基づいて、緊急のときには対応するというふうになっております。

放課後、各場所、どこであっても、まずはマニュアルに従ってということでございますけれども、あとそれだけではなかなか対応できないところもあるということで、救命救急講習のときに学んだり、それから子供たちについても保健体育のほうで小学校でも中学校のほうでも命の大切さというところと関わらせてそういう授業のほうを進めております。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 学校でも保健体育の授業のときに指導しているということなんですけれども、ジュニア救命士、これについては、私、令和4年の3月の一般質問でも取り上げて、その前もほかの議員が取り上げているんですね。それで、実際、名取市でやっているんですよ、これ。名取の消防署が学校に赴いてという形で、令和6年度は3件やったということで、このジュニア救命士の養成講座、町としても小学校全校が難しければ、例えば小学校1校をモデル校と指定して、養成講座をやってみるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

これは、令和4年3月にもお話して、検討するというふうなことだったんですけれども、その検討状況も踏まえてお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

校長会の折に紹介等はしておりますので、実際にそれを取り入れているという学校は今のところないという状況ではありますので、その代わりというか、先ほども答弁したところでございますけれども、それに代わる部分で指導はしていただいているという状況であります。

可能性としては、これからも紹介、例えば名取市のものとか、つい最近ありましたので、その紹介を改めてすることはしていきたいと思いますが、最終的にというか、それをどうしていくかというのは各学校、年間指導計画がございますので、その折り合いの中で授業でできるのか、それともPTA主催でやりたいとかそういうことがあれば、またそのPTAの行事の時間というのはありますので、そういう可能性もあるかなというふうには感じておるところです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、女性・妊婦へのAED使用に関する具体的な指導ということで、女性や妊婦への配慮は非常に重要だと思うんですね。それで、講習会とか資料の中で、具体的にどのような説明、指導を行っているのか。

それと、先進自治体、これは結構やっているところあるんですけども、AED使用時のプライバシー保護を目的として、公共施設に設置してあるAEDに三角巾を配備しているんですよ。それで、AEDパッドは素肌に直接装着して、三角巾を広げて体にかぶせる。これは応急手当てにも活用できるため、止血や固定など必要に応じて使用できるものです。ぜひ、町でも三角巾を公共施設のAEDに三角巾を入れるというのをやっていただきたいと思います。

それと、使用方法の説明書もそこに入れているということなので、非常にいい取組だなと思うので、ぜひ町でもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

女性の方への救急救命の対応につきましては、講習会のほうで当然ガイドラインを、最新のガイドラインに沿って救急救命等の講習会を開催しておりますので、そういった講習を受けた中で、そういったものを情報というか、知識を取り入れてもらえればというふうに考えております。

あと、今の三角巾につきましては、現在、うちの町のほうでは取り入れてございませんが、今お話しいただいたとおり、そういったプライバシー保護とか、そういった部分もございますので、まず調査のほうさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之さん、終わりですか。

以上をもちまして、今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時35分とします。

午後3時24分 休 憩

午後3時34分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長しますので、御了承願います。

9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔9番 浅川紀明君 登壇〕

○9番（浅川紀明君） それでは、本日2つ質問させていただきます。

9番浅川紀明です。2つ質問します。

1つ目は、高齢者を不安にさせる各種犯罪への対策について。

最近、高齢者世帯の方から、様々な犯罪が多発していることに対する不安の声をよく聞きます。不安の原因となっている犯罪は、便宜的に区分すると3つに類型化できると思います。

1つは、闇バイトに応募した若者による強盗。ちなみに闇バイトの若者のみならず、潜在的にそうした強盗の予備軍として考えられるのが、不法滞在者です。ネットの記事で読んだことがあるんですけども、技能研修生として日本に来て、いつの間にか脱走して、そうした方が数千人いるというような記事を読んだことがあります。そういった人も、どうしても悪いことに手を染める可能性があるので、潜在的な脅威だと思います。

2番目は、屋根の補修、壁の塗装、水回りの不具合といったことの飛び込み営業を語る詐欺。

3番目が、いわゆるオレオレ詐欺に代表される特殊詐欺。

これらの犯罪の中で、飛び込み営業を語る詐欺やオレオレ詐欺に代表される特殊詐欺は、比較的対策が容易であると思います。

その一方で、やはり最も高齢者を不安にさせるのは、闇バイトに応募した若者、不法滞在者による強盗であります。そこで、町の対策について伺います。

1番、飛び込み営業を語る詐欺や、オレオレ詐欺に代表される特殊詐欺について、具体的に町としてどのような対策を講じているか伺います。

2番目、闇バイトに応募した若者による強盗については、国レベルにおいても大変懸念して、その対策を重視しており、昨年末、自民党の某議員が、治安テロサイバー犯罪対策調査会を立ち上げ、首相に対策を提言したところであります。

また、その提言を受けて、政府では、犯罪対策閣僚会議で対策を決定し、新しい地方経済、生活環境創生交付金及び地方創生臨時交付金に推奨事業として、地域防犯力の強化を明示するとともに、補正予算措置も行ったと承知しております。

国では具体的にどのような対策を講じているのか、また、住民と距離の近い町では、どのような対策を講じているか伺います。

次に、2つ目の質問。

2つ目は、防火活動、防火パトロールです。防火活動に従事する消防団員に報酬が支給され

ていない、報酬不支給の問題等についてであります。

質問通告書を読み上げる前に、2点補足します。

この一般質問については、消防団員歴が長くて、現在消防団の副団長もされている伊藤議員が適任であるかと思ひまして、伊藤議員と相談しました。最終的に相談の結果、私がやることになった次第です。

それからもう1点、この質問通告書には参考資料として別紙をつけております。近隣市町村の報酬支給状況、それから根拠規定としての条例の書きっぷり、そういったものを添えてありますので、御参考にしていただきたいと思います。

それでは、質問通告書を読み上げます。

利府町消防団では、春秋の火災予防週間の時期及び年末に消防車を運行して、火災予防活動、いわゆる防火パトロールを実施しています。

しかし、その活動報酬は支給されていません。支給されているのは、費用弁償として自宅から分団詰所までの交通費400円のみであります。近隣市町では全く同じ防火活動に従事した場合、条例に基づき報酬が3,500円ないしは3,600円支給されています。

利府町では、近隣市町の条例とほぼ同じ規定の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」があるにもかかわらず報酬が支給されておられません。

そこで、町の考えについて伺います。3つ。

1つ目、なぜ利府町だけ支給されていないのか。いつから不支給状態が続いているのか。また、ほかに同様の活動に対し不支給としている自治体はあるのか。

2つ目、消防団員の団員確保のためにも、早急に適正な処遇改善として、当該活動への報酬支給が必要と考えるが、当局の見解を伺います。

3番目、消防団員が入団した場合、非常勤の特別職、地方公務員としての消防団員の地位、役割、活動内容、消防学校での教育訓練事項を含む訓練の予定、それから活動の類別に応じた報酬、公務災害に伴う医療、賞じゅつ金、これは亡くなった場合の見舞金ですね、賞じゅつ金等の処遇を研修する機会はあるのか。

以上、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の高齢者を不安にさせる各種犯罪への対策について、2の防火活動に従事する消防団員の報酬不支給の問題等について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 9番浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の高齢者を不安にさせる各種犯罪への対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の特殊詐欺の具体的な対策についてでございますが、町民への周知については警察からの様々な情報に基づき、迅速にSNS等での情報提供を実施しているところであります。また、町では令和6年度から警察官OBを会計年度任用職員として採用し、地域の出前講座等に出向き、周知や啓発に努めているほか、未然に防ぐ対策として、昨年の11月には特殊詐欺に関するチラシを全戸に配布し、周知に努めております。

次に、（2）の地域防犯力の強化に対する国の具体的対策と町の対策についてでございますが、国では、被害に遭わせないための対策、犯行に加担させないための対策、犯罪者のツールを奪うための対策、犯罪者を逃さないための対策の4つの柱を掲げ、被害に遭わせないための対策として、防犯性能のあるドアや錠などの建物部品、固定電話機、防犯カメラ等の設置などを地方創生臨時交付金の対象事業としております。

本町といたしましては、来年度にこの交付金を活用し、町民に対し詐欺撃退電話機設置に対する補助を行っていきたいと考えております。

次に、第2点目の防火活動に従事する消防団員の報酬不支給の問題等についてお答え申し上げます。

まず、（1）のなぜ利府町だけ支給されていないのかについてでございますが、令和3年12月定例会の消防団の報酬改正の際にも説明しておりますとおり、警戒訓練等については3,500円の出動手当を支給することとしており、会議・研修等への出席及び広報啓発活動に係る費用については、費用弁償として現行の400円を支給するとしております。

今回、御指摘の件につきましては、火災予防活動が広報啓発活動との認識であり、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動であることから、年額報酬に含まれるものとしております。また、本町と同様の取扱いをしている自治体につきましては、利府町を除く宮城県内34団体中8団体が同様の取扱いをしているところであります。

次に、（2）の消防団員の処遇改善についてでございますが、現在の費用弁償での支給につきましては、令和3年に報酬を改正する際に消防団幹部会で説明し、承認をいただいたものではございますが、近隣市町と相違があったことから、今年度から消防団幹部会と協議を始めたところであります。

最後に、（3）の消防団員が入団した場合の研修機会についてでございますが、入団時のオリエンテーションにおいて、消防団活動マニュアルにより、地位かつ役割、活動内容等を説明しているところであります。消防学校の訓練受講に関しましては、受講機会が年3回程度で事

前申込み制となっていることから、入団後に消防学校から示された日程を確認し、新団員にお知らせしているところであります。

活動の種類に応じた報酬、公務災害に伴う医療、賞じゅつ金等の処遇に関する研修につきましては特に行っておらず、事務局に確認していただくという対応を行っております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 高齢者関連の再質問から始めます。

私が1つ目の質問でお尋ねしたのは、飛び込み営業を語る詐欺及びオレオレ詐欺の特殊詐欺への対策について伺いました。

今、答弁であった中で、飛び込み営業を語る詐欺への対策が示されませんでした。お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

飛び込み詐欺、そういったものにつきましても、先ほど答弁でお答えしておりますとおり、いろんな情報発信によりまして、その対応をしている状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 既にしているということなのですが、それでは、その内容について再度確認します。

町長の答弁で、SNS等で情報提供していると言いました。その内容について、再度伺います。

それから、出前講座やっていると。これは、いつ、誰に、いつというか、年何回、誰に、どのような内容でということをお伺いします。

それから、チラシの内容、これは先般、私も町内会の役員やっている関係で、チラシを各戸に配った関係で概略を覚えているんですけども、飛び込み営業詐欺については触れていなかったと思います。お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 1点目のSNSの内容という点につきまして、行政情報一斉配信サービスという形で警察等から情報をいただきました内容について、LINE、メルマガ、メール等で一斉配信を行っております。

その配信状況につきましては、今年度ですと、特殊詐欺関連とあと不審者、わいせつ事件、交通安全関係というふうな区分で情報のほうを発信させていただいております。

申し訳ございません。出前講座につきまして、今年度において等の実績を持っていませんでしたので、後で御報告させていただければと思います。

チラシにつきましても、11月に各戸配布しておりますが、今ちょっと手元のほうに持っていないものですから、そちらのほうについても後ほど御報告できればと思います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それでは、後で教えていただいて、その内容の中に飛び込み営業詐欺への対策が入っているのかどうか、再確認します。少なくとも私が認識している限りではないと思いますので、確認したいと思います。

次の再質問で、次に強盗対策、強盗関連の2番目の質問に対する再質問をします。

町長の答弁の中に、強盗対策で、さっき撃退電話設置の購入助成をやっているというふうにありました。これは、むしろオレオレ詐欺への対策ではないかと思うんですが、強盗対策には何ら資さないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） こちらの特殊詐欺に対する電話の設置のことになりますので、強盗だけではないというふうになると思います。すみません。

強盗だけでなく、電話での詐欺、そちらのほうの対策のためのものというふうになります。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） あえて犯罪を3つに類別して、そのうちの一つが強盗、一番措置が難しいやつです。

ということで、それを2番目の質問で申し上げました。

その対策が総務部長言われたように、オレオレ詐欺対策だということは強盗対策はないということですね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

先ほどの質問の中にもなるんですが、強盗対策というのは、国の4つの柱の中での文言でありまして、町としましては、その交付金等の対象となる事業を使って詐欺等に対応するための詐欺撃退電話の設置というふうな助成のほうをつくり上げるということでございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 再確認しますけれども、部長の答弁は、国が地方創生臨時交付金を交付するとともに、地域防犯力の強化ということを推奨事業としてうたい、その中の範囲でオレオ

レ詐欺の撃退電話を講じたんだということですね。

しかし、もう一度言いますが、それはあくまでもオレオレ詐欺対策、地域防犯力の強化の中には入っているものの、オレオレ詐欺対策にはなるんですが、強盗対策にはならない。一方、高齢者が一番不安に思っているのは、どうしようもなく物理的な力で家に押しかけてくる強盗なわけなんです。それへの対策はないのかというふうに伺いました。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） こちらのほうの助成につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、国で定めている4つの柱の下に、町で選択した事業として詐欺撃退電話設置について、町のほうで助成制度をつくっていくというふうになります。

強盗等になりますと、検討のほうはいたしましたカメラの設置とかそういうものになるかと思うんですが、カメラ等になりますと、そのカメラの映像とか設置場所、そういったルールづくりとか、そういったものもございまして、短期の助成制度に手を挙げるのが不可能ということになるということを選定しまして、こちらの詐欺撃退電話機の設置のほうの助成としていただくことに町のほうで方向づけをしております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私は2番目の質問の中で、国が具体的にどのような対策を取っているのか、また住民との距離の近い町ではどのような対策を取っているかと伺いました。

その答弁の中で、国は地方創生臨時交付金という、要はお金を配ったと、あとは自治体に任せるということなんですが、本当に金を配って終わりだけなんではないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 国のほうでは、ただいまの質問にお答えしますが、対象となる制度設計のほうを国にしまして、それを選択できる、各自治体のほうで取り組める、交付金を頂いて取り組める選択肢のほうを町のほうに与えた上でというふうなスタンスになっております。

先ほども同じように繰り返しになりますが、町のほうでは、詐欺撃退電話、そちらのほうのほうの助成制度をつくるために、こちらの制度を利用する。

あと、先ほどの強盗対策等につきましては、さっき答弁の中にもございましたが、現在、警察官のOB等もありますので、そういった巡回とかそういったことは今も行っているような状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 国レベルの話を問うたんですけれども、明確な回答はあまりなかったの

で、逆に私から申し上げると、私が調べた限りでは、国レベルでの対策というのは大きく2区分あると思います。

1つは、これは調査会の提言の中に含まれて、それが反映されている事項ですけれども、警察官による潜入捜査、それから闇バイトに応じて、本当にこんなことやっていいのかと悩んでいる若者向けの相談窓口を警察に設けること、それから、闇バイトの端緒となっているSNSのプロバイダーに闇バイト募集の記事投稿を削除させる、そういったことをまず1つの区分でやっています。これは犯罪対策調査会での提言に基づいて実行中です。

それからもう一つは、これは町長の答弁の中でありましたね、被害に遭わせないための対策だとか、そういったものが検討されて、その一環で補正予算が組まれたというようなことですが、その点についてさらに質問しますが、首相官邸のホームページからの抜粋で、被害に遭わせないための対策の部分のみ簡潔に読み上げます。

2つあります。

1つは、犯罪の発生実態等を踏まえ、防犯カメラの増設が必要な場所を整理するほか、地域社会の多様な関係者に保存期間の十分な防犯カメラの増設を働きかけていく。

2つ目、新しい地方経済・生活環境創生交付金については、地域防犯力の強化を推奨すべき事業として明示し、また、地方創生臨時交付金については、地域防犯力の強化を推奨事業メニューとして特別に明示するとともに、これを自治体に周知徹底することにより、確実に防犯カメラの整備が行われるように支援するというふうにあります。内閣のホームページから、官邸ホームページからです。

そういうようなことを踏まえて言うと、先ほど部長答弁の中でもちょっとあったんですけれども、国が推奨事業に、地域防犯力の強化、強盗対策としてですよ、強盗対策としての地域防犯力の強化、具体的には防犯カメラの設置が明示されていたにもかかわらず、特殊詐欺対応のための詐欺撃退電話機設置事業の購入助成のみにとどまったのはなぜでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもちょっと触れたところなんですけど、町といたしましても、防犯カメラの導入等については、その交付金制度を利用する際に検討のほうさせていただきました。

先ほど申し上げましたが、カメラの設置場所であったり、カメラを設置したことによる肖像権、あとはそのルールづくり、そういったものを検討した上で、期間等の関係もございまして、そのときにカメラのほうの制度を利用することを断念したようなことになっております。

その代わりというとなれんですが、詐欺撃退電話の設置のほうですね、事業のほうに取り組むということで交付金の支援を頂いております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。

危機対策課での検討も大変だったと思うんですね、国からお金が下りたものの、締切りが迫られているというか、検討結果を即報告しなければならないといった事情もあって、なかなか検討に時間を要する防犯カメラのことまでなかなかできなかったということなんだと思うんですが、今後、町レベルで一番高齢者が不安に思う、物理的な力で押してくる強盗対策として、防犯カメラの設置あるいは防犯カメラそのものでなくてもダミーの防犯カメラ、あるいはセンサーつきの照明とか、そういったもの、さらにはお金高いんですけども、本当の防犯システム、そういったものを町民がつけたいといった場合の助成、購入助成については検討されたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。将来の話として。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 防犯カメラ等についてですが、こちらのほう各町内会のほうにも不審者情報等があるかないかというのを情報提供いただいて、検討というか、そういった調査は行っております。

あと、こちらの防犯カメラを設置している自治体等も調査は一応行っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、防犯カメラ等につきましては、設置する場所であったり、向きであったりすると撮った映像に対する肖像権とか、そういったものが発生しますので、そのルールづくりも大切なことになりますので、そういったものについても含めまして、今後、どういった方向で進めるのがいいのかを調査のほうをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 最後になりますが、そういった防犯カメラだとか、あるいはセンサーつきの照明とか、そういったものだけでなく、やっぱり町として町民の特に高齢者が不安に思う強盗対策としてやるべきことはほかにもあると思うんですね。

私はいろいろ調べた限りにおいて、先進自治体で行っているようなことを申し上げますと、例示しますと、6つありました。

1つは、基本的には注意喚起なんですけれども、1つは、厳重な戸締まりの確保。

2つ目は、大家族が住んでいるかのように偽装した表札を掲げる。

3番目は、ダミーも含めた防犯カメラの設置。ダミーだったら肖像権も何もない。

それから、光センサー付照明の設置。これも肖像権に関係ないですね。

それから5番目、侵入者があった場合に作動する本格的な防犯システムの設置。これは高いですね。アメリカの邸宅なんかによくついていますけれども。

それから6番目、家の中にバットだとかゴルフクラブ、あるいはトウガラシスプレー、そういったものを準備する。

いずれも注意喚起プラス不安解消の一助になる程度の話なんですけれども、やらないよりはいいと思うんですね。そういった例示を町民の方に言って、自助努力の範囲で促すと。プラスお金のかかるものについては今後購入助成を検討していただくと、そういったことが必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、御質問の内容につきましては、内容を理解いたしました。

そういったものも大切だなというふうには理解いたします。これからそういった機会を捉えながら、そういった情報をどのような形で発信するような、お知らせするようなことを検討のほうさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それでは、2番目の消防団の報酬不支給の問題について移ります。

（1）の質問に関連したところなんですけど、先ほど町長答弁で、県内8団体も同様の不支給状態にあるということがありました。具体的にどの自治体でしょうか。また、不支給となっている理由は、利府町と同じでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

不支給になっている団体につきましては、34団体中8団体と先ほどお答えしましたが、団体名につきましては、ここで答えのほうは控えさせていただきます。

あと、不支給になっている内容につきましては、詳細については分からないのですが、条例で書き込まれてる文言の解釈等によるものになるのかというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それについても後ほど教えてください。できれば、8個の団体と、それから不支給の理由ですね、これを表にして提示していただければありがたいです。後ほど私のほうで事実確認したいと思います。

それから、2つ目の再質問。現在、不支給となっている理由が、まず防火パトロールを広報啓発活動、ちょっと長ったらしいんで広報活動、広報活動というふうに認識していると。日常的な活動なので、年間報酬に含めてるという、それが不支給事由だというふうにありました。

広報活動についてなんですけれども、消防団がやっている春秋の火災予防週間なんかに行っている防火パトロールというのは、チンチンチンと鳴らしながらやっている、まさに防火を目的とした活動です。広報ではないと思うんです。何ゆえ広報活動というふうに判断したのか、その理由、根拠についてお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 根拠といいますか、考え方ということだと思いますが、総務省消防庁のほうで出しております年額報酬の考え方、その中にもあるんですが、年報酬の位置づけについてということで、先ほどの答弁の中にもございましたが、機器の点検や会議などの即応体制を取るために必要な作業や、身分を持つことに伴う日常的な活動について、お答えした内容で、その中に幹部会議とか団員の研修、消防団のPR広報等についてが、そういった年報酬の中で位置づけられているというふうなものもございます。

それによりましてそういった判断をさせていただいて、町のほうで不支給といいます、先ほど議員さんの言葉の中にも不支給ってあるんですが、こちらのほうは先ほど答弁の中にもございましたとおり、町のほうで消防団の幹部会のほうにも当然お諮りいたしまして、幹部会のほうで協議のほうをしていただいて、それで改正のほうを令和3年に実施しているような内容となっておりますので、町といたしましても、不支給というふうには、先ほど説明したこともありますし、考えていない部分はございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） もう一度お伺いしますけれども、なぜ防火パトロールが広報なのか、これについて明確にお答えください。

広報というと、例えば消防団募集とか、そういったために広報活動するというのがあって思うんですけれども、消防団が春秋の火災予防運動週間に伴ってやっているパトロール、巡回パトロール、これは消防団頑張っていますというための広報ではないと思うんですね。まさに目的は、防火を目的としたものです。

ちなみに、いいです。

なぜ広報活動なのか、もう一度お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

町のほうでは、先ほど年報酬の考え方とか、それに基づきまして、広報活動は警戒出動とは異なるということで、そういう判断のもとに報酬等の対象にしておりませんで、費用弁償だけで支給をしているようなことになっております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 広報活動と位置づけることは、明確に間違っていると思います。

その理由は2つ申し上げます。

1つは、活動の目的の観点から。

もう一つは、現在、同じ活動に対して支給している自治体の支給根拠の観点から。

目的について言えば、繰り返し言っていますけれども、防火のための活動なんですね。広報ではないんですよ。

例えば、一例として別の例を挙げると、町内会で夏休み期間中と年末に防火・防犯パトロールってやっています。特に冬場、年末においては、防火を主たる目的に拍子木をかちんかちんと打ちながら、町内会を役員が回っています。これは、町内会の広報じゃないんですよ。町内会頑張っていますというためのPR広報活動ではなく、あくまでも防火あるいは防犯を目的とした警戒活動なんですよ。パトロール、防火パトロールのパトロールという英語は、まさに警戒ですよ。だから、広報というふうに位置づけるのは、どうしても理解できません。

それからもう一つ、理由として言った支給している自治体の支給根拠についていうと、ほとんどの自治体が訓練・警戒の中の警戒という条例文の警戒を根拠に支給しています。

それとの兼ね合いからいっても、利府町の対応はおかしいと思います。いかがですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

今の文言の広報活動とか警戒とか防火活動、そういった解釈になると思います。

町といたしましては、令和3年度に改訂した際に、そういった解釈に基づきまして、消防団の幹部会のほうに協議をしまして、それで協議が調った段階で報酬等の改正を行って、今の報酬、あとは費用弁償等の支給になっておりますので、そういった考えでその当時、理解をいただきながらやっているというふうに町のほうでは考えております。

それと、先ほどその次で答えています、今回、現状として利府町以外の自治体を見ますと、支給要件異なっていまして、支給されているというふうな実情も分かったために、先ほど答弁の中にありましたが、現在、幹部会のほうに協議のほうも進めていますので、その協議結果に

基づきまして、最終的に報酬等の対象とするかどうかというのは、今後検討するというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今、部長の答弁の中に、令和3年度云々ということありましたけれども、そもそもこの不支給状態とはいつから続いているんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ちょっと町のほうに不支給というふうに言われるとあれなんですけれども、令和3年に改正したときにはもう既に今と同じような対応をしておりました。いつからというのは、申し訳ありませんが、遡っていつからだというふうなのが、ちょっと情報を取ることができませんでしたので。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私が承知している限りにおいては、もう30年以上にわたって、本当はもっと長いんだと思うんですよ。今の現行条例が昭和33年にできたので、今から66年前、私が33年前だから66歳ですよ。報酬規定がその時点から当初からあったかどうかは分からないんですけれども、少なくとも現在消防団の方に聞いてみると、三十数年前から同じ状況にあるというふうにありました。

だから、令和3年のときにそれを単なる再確認したにすぎないので、不支給の状態というのはもっと前からあったんだと思うんですね。

令和3年のときに取り決めたことについて、もう一度補足をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 補足ということでしょうか。

○9番（浅川紀明君） どのようなことを消防団と幹部会議で協議して取り決めたのかと。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 御質問にお答えいたします。

先ほどから幹部会のほうに協議をかけているというふうなことを言っております。

そのときに、そのときまであった報酬、費用弁償の取扱いについての報酬の変更、増額ですね、そういったものの資料等を提供しながら幹部会のほうに諮りまして、あと幹部の皆様が各分団のほうに行って、そういった情報を団員の皆様と共有していただいて、最終的に同意をいただいて、改正に至ったものというふうに認識しております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 令和3年の細部については、私は承知しておりませんでしたけれども、令和3年のやり取りについては、私は承知しておりませんでしたけれども、少なくとも私の知り合いの消防団の方に聞くと、そういったことについては全く認識がなかったです。幹部会で決められたことが徹底されていなかったかもしれないんですけども。

それを置いといて、繰り返しになって恐縮なんですけれども、町当局はいまでもって消防団の防火活動は広報活動であるという認識されますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

そちらのほうの広報活動についての認識になりますが、現在までもそのような認識というか、解釈において報酬、費用弁償等を支給しておりますので、現段階ではそういった解釈というふうに、町のほうでは考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 現在、今年度から消防団幹部会と消防団処遇改善について、この報酬支給がメインだと思うんですけども、協議しているということなんですけど、防火活動が広報とするのであれば、部長が途中で言った年額報酬の考え方という参考資料に基づいて言えば、いつまでたっても報酬は支給されないと、町が活動の解釈を広報でなく、条例に基づく警戒というふうに解釈を変えない限り、いつまでたっても進まないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） こちらの解釈になると思うんですけど、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度、先月からなんですけど、幹部会のほうにも近隣自治体の情報を得た上で、協議のほうを行っております。

その解釈につきましては、今も町のほうではそういった解釈で行っているというのは事実でございますので、その解釈について、県とかそちらのほうにも確認はしたいと思いますが、同様に、町のほうと同じような解釈をして報酬等を支給している部分もございますので、その辺御理解いただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 全然よく御理解できないんですけども、もう一度言いますけれども、広報という捉え方をする限りは、いつまでたっても報酬は支給されないと思います。

それでも幹部会と今協議中という、支給の方向かもしれないんですけども、するとするのであれば、解釈を変えない限りは無理なんです。その辺はどう整合されますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

先ほども答弁しましたとおり、県のほうに確認させていただきまして、こういった解釈等で
すね、やっている自治体等、そういったのを調べた上で、実際に近隣自治体でも報酬の支給
等について、いよいよ考え方が少し違っているところがございますので、そういった部分も含
めて考えてまいりたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○ 9 番（浅川紀明君） 私は、町の当局の条例解釈が明確に誤っていると思います。条例の中に、訓練・警戒等とあって、他のほとんど支給している自治体と同じように、警戒で読むのは妥当だと思いますし、あるいはそれでも読めないというのであれば、等で読むとか、既存の条例規程に基づいて解釈するのが妥当だと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 答えいたします。

その解釈についてなんですが、町のほうで今現在そういった解釈でやっておりますので、今この場で、その解釈が間違っているとか、そういったふうに私のほうでも回答することができませんので。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○ 9 番（浅川紀明君） 私は既存の条例の規定をそのまま受け止めて、訓練・警戒等の警戒で読むなりして、直ちに支給をする。その一方で、消防団の幹部団と協議すべきは、支給すべきかどうか、あるいはその支給根拠を広報でなくそれ以外にするかという話でなくって、適用条件だと思ふんですよ。支給根拠はあるんです。訓練警戒条例で、訓練・警戒の中で読み込むことにした場合において、適用条件細部をどうするかということを消防団と話し合うべきだと思います。

例えば、3つ言います。

例として、1回当たりの防火パトロールに従事する団員の人数、10人でも20人でも従事していますという、ほとんどが分団詰所で待機していると、そんなのは駄目だと思うんですね。そういった最大支給対象となる人員数とか、あるいは、防火パトロールの時間も分団によって差があります、要するに所要時間が。その時間に応じて支給額を変える変えないとか、変えないほうがいいとは思いますが。

それから、春秋の火災予防週間に伴う防火活動及び年末の防火活動というのは、町から要請を受けてやっているわけですが、それ以外に消防団計画で月2回程度やっています。そういったものも支給対象とするのかどうか。

そういった細部適用条件を消防団と話し合うべきであって、そもそも支給するかどうかという判断は、解釈が、条例の解釈が間違っているのでは、いつまでたっても広報活動としていてところに誤りがあると思います。

ほとんどの自治体、支給している自治体がそのようにしているわけですから、その辺よく検討をお願いしたいと思います。

最後に、（3）の質問について。

消防団員が入団した場合の研修期間について、先ほど町長の答弁では、しっかりやっていますというような趣旨の答弁でした。しかし、私が本来一昨年秋に入団したかったところ、残念ながら、条例の年齢制限があってできず、最終的に昨年秋に入団しました。

しかし、入団した以降、このような研修を受けた記憶は全くありません。

ちなみに、そもそも私はこの報酬不支給の問題について知ったのも、北部分団において他の消防団員から、「浅川さん、俺たちの防火活動の報酬というのは400円なんですよ」と言われて、それはないだろうと思って調べたら、それは単なる実費弁償だった。要は、古くからいる団員についても、処遇がどうなっているかだとか、そういったことについて何ら体系的な説明がなされていないと。条例に書いてあるということも分からない。

それはすなわち、何を意味しているかということ、研修機会、初任者研修というか、どの会社でもあるいは役場でも初任者研修ってやって、戦力として戦力化早急にできるようにしっかりとオリエンテーションすると思うんですが、そういったものがなされていないのが現状です。

ですが、先ほど町長の答弁では「やっています」と、消防学校への入校も含めてやっていますと。全く受けた記憶ありません。いかがですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 先ほど答弁の中にございましたが、消防学校の訓練受講につきましては、年3回、消防学校のほうからスケジュール等がまいりまして、入団した際に研修等にスケジュールを合わせて受講が可能であればそちらを受講していただくようにしておりますが、どうしても事前申請になりますので、思ったところすぐ受けられないとかというのは実際あるというふうに認識しております。

あと、答弁の中にあつたんですが、活動の種類に応じた報酬等、そういったものについては、

研修のほうは特に行っておりませんので、事務局のほうに確認していただく対応を取っておりますというふうに、答弁のほうを先ほど町長のほうでしております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 報酬、処遇ですね、処遇とかあるいは万が一公務中にけがした、病気になったというときの公務災害補償、あるいは死んだ場合の賞じゅつ金といったことは、必要だったら事務局に問い合わせるじゃなくて、やっぱり入団直後、あるいは古くからいる人間に対してもそういった直後の教育がなされていないのであれば、古くからいる人間も含めて、やっぱり地位、役割、活動内容、プラス訓練要領、その中の一つが今部長が言われた消防学校での教育ということになると思うんですけども、併せて問い合わせしろと言われている処遇、公務災害補償等々についても、しっかりと初任者研修という機会を設けて教えなければ駄目だと思うんですよ。何か、今の部長の答弁聞いていると、消防団員に対しては、知らしむべからず、由らしむべし知らしむべからず、何か知らないほうがいいんだみたいな感じにも、申し訳ないですね、こんな言い方すると、そんなことはつもりはないんでしょうけれども、そんなふうにも邪推してしまうような対応です。

しっかりと体系的に教育する機会を設けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 私の答弁でそういうふうに感じたというのであれば、私は別にそういった意味でお伝えしているわけではございません。決してそういうふうな扱い等も考えておりません。

今、御質問いただきました研修等、そういったものは、今後、どういう形になるかというのはまた別にしまして、そういった報酬とか、そういったのも含めて、そういう機会をつくっていくのは検討のほうさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） よろしくお願いします。

それは単に入団直後の人間だけじゃなくて、古くからいる人間についても、もう一度基本的なことも教え込むと、知らない人がいるわけですから、条例に報酬のことを書いてあるなんて知らないんですよ、古くからいる人が。それは教えざる罪ですよ。思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、そういった周知のほう、研修等も踏まえ、情報のほうお伝えする機会をつくってまいります。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 最後に、報酬に戻りますが、現在、消防団の幹部会を協議しているところなんですけれども、方向性として、いつから、幾ら支給するふうに見込んでいるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、いつから、幾らぐらいとか、そういう部分については、まだ検討は進んでおりません。

今、幹部会のほうに協議を行っているのは、出た際の警戒活動であったり、広報であったり、そういった部分について、先ほど議員さんもおっしゃったとおり、地区によっての時間の違いとか、あと出る人数の違いとか、そういったのもございますので、通常、我々のほうだと警戒等3,500円支給することになっておりますが、他自治体におきましても、広報活動であればちょっと違った単価、時間帯、時間割りにするとか、そういったのもやっているようですので、そういったのも含め、現在、協議をしている中で調整をした上で、額どういう報酬じゃない、すみません、出動のときにどういうふうな形で出すとか、そういったものも含め協議をこれから進めていくようになると思います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 時間があるので、最後ってさっき言ったんですけれども、これが最後です。

もう一度言いますけれども、まず支給根拠、広報じゃなくて警戒、もしくは警戒等に改めて、既存の条例に基づく支給をするというふうによくよく検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局、最後。総務部長。（「よろしければお願いします」の声あり）総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

この区分なんですけれども、警戒とか広報とか、他自治体も広報の枠の中で先ほど言いましたが、広報の場合の報酬、時間帯によっての単価が違ふとか、そういったのもしておりますので、そういったのも含めて、今後、協議のほうをして検討して、どういうふうな方向にいくかというのを進めていきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、9番浅川紀明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は16時40分とします。

午後4時26分 休 憩

午後4時39分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔6番 鈴木晴子君 登壇〕

○6番（鈴木晴子君） 6番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、町のDX推進について。

町は、地域社会のデジタル化を構築していく観点から、利府町DX推進計画を定め、利用者目線に立った住民サービスの向上や行政事務の効率化を推進しております。

国においては、デジタル社会の実現に向けた重点計画を定め、デジタルの活用で誰1人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会を目指すとしております。

町のDXを推進する上で、以下、取組状況を、考えをお伺いいたします。

（1）利府町DX推進計画は令和7年度までの計画でございます。進捗状況と課題、次期計画についてお伺いいたします。

（2）町民の生活をさらに便利にするデジタルサービスの導入の検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。

（3）生成AIの運用状況をお伺いいたします。

大きい2点目、これからの農業支援について。

2024年4月、日本の農業政策の基本方針を定める「食料・農業・農村基本法」が施行以来初めて改正されました。日本の食料自給率の低下、気候変動や国際情勢の不安定化等の課題に対応するための改正でございます。

また、昨年10月、スマート農業技術の活用や開発普及を促すことで農業の生産性を高め、高齢化や担い手不足の課題に対応することを目的に「スマート農業技術活用促進法」が施行されました。

法の改正、施行に伴う町の今後の取組をお伺いいたします。

（１）スマート農業技術活用促進法の推進で、スマート農業技術の活用や新たな生産方式の導入を進める農業者、技術開発を行う事業者に対し、税制優遇や融資などの支援がございます。このことについて、町は情報提供や普及啓発活動を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

（２）スマート農業技術に適した品種の特定や栽培体系の確立などの研究や調査を、大学等と連携して進めてはいかがでしょうか。

（３）スマート農業技術の導入コストを軽減する支援策として、町独自の補助制度を創設してはいかがでしょうか。

（４）県が推進しておりますみやぎスマート農業推進ネットワークの町内の加入者の把握状況をお伺いします。また、町独自のネットワーク構築を検討してはいかがでしょうか。

（５）食料・農業・農村基本法で新たに規定されました農業支援サービス事業者の事業活動内容の啓発活動を行い、持続可能な町の農業の体制整備に努めてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

１の町のＤＸ推進について、２のこれからの農業支援について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） ６番鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の町のＤＸ推進についてお答え申し上げます。

まず、（１）の利府町ＤＸ推進計画の進捗状況と課題、次期計画についてでございますが、本計画は令和４年度から令和７年度までを計画期間とし、総務省の自治体ＤＸ推進計画に示された自治体に取り組むべき事項を実施するため、行政サービスにデジタル技術を活用し、住民の利便性を向上させるとともに、各種業務の効率化を図るなど、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげることを目的として計画を推進してまいりました。

これまでの具体的な取組といたしましては、国が求めている令和７年度末までガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を進めているほか、国が優先的にオンライン化を推進すべきとしている子育てや介護関係、転出手続等においてマイナンバーカードを活用した行政手続の簡略化に取り組んでまいりました。

また、大量の処理を職員が繰り返し行うような内部業務の効率化を図るため実施したＲＰＡの導入では、作業時間の大幅な削減や正確性の向上を図ることができたことから引き続き活用してまいりたいと考えております。

さらにデジタルデバйд対策といたしましては、誰もがデジタル機器やサービスを日常的に利用できるよう、町民を対象にスマホ教室を開催したほか、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した防災アプリ「まもりふ」の構築や、ペーパーレス化を推進するために電子請求書サービスを3月から利用開始するなど、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会の形成に取り組んでまいりました。

また、DXを推進するに当たっては、既存業務フローの見直しや再構築作業が不可欠となることから、職員の中からIT戦略推進委員を任命し、総合的な施策の推進に取り組むとともに、より多くの職員がデジタル技術を的確かつ効果的に活用できるよう、DX研修などを通じて知識と技能の向上を図り、本町のデジタル化を担う人材の育成に取り組んでまいりました。

令和8年度からの次期計画につきましては、国が策定する自治体DX推進計画に示されている自治体DXの重点取組事項や、DXの推進を担うデジタル人材の育成の取組、現計画での課題などを反映させた計画として来年度中に策定してまいります。

次に、（2）の町民の生活をさらに便利にするデジタルサービスの導入についてでございますが、町といたしましても大変重要な取組であると考えております。現在導入している電子申請システムにつきましては、プログラミングの知識やスキルがなくても申請ホームを簡単な操作で作成し集計することが可能であることから、引き続き住民健診やイベントの申込み、アンケート調査など、様々な場面で活用してまいります。

次に、（3）の生成AIの運用状況についてでございますが、令和5年度に生成AIの利用ガイドラインを策定し、トライアル版を試験的に導入してまいりました。併せて、業務での活用についてアンケートを実施し、導入についての検証を進めたところ、「仕事の効率が上がった」、「今後も利用したい」との回答を得たことから、来年度より正式に導入してまいります。

なお、生成AIはデータ分析や文書の要約などを行うには大変有効なツールであります。内容の正確性や倫理的側面への十分な配慮が必要であることから、今後も利用に際してガイドラインに基づき適切な運営を図ってまいります。

次に、第2点目のこれからの農業支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）のスマート農業技術の活用等を進める農業者等に対する情報提供や啓発活動についてでございますが、生産性の高い食料供給体制を確立するため、ICTやAIといった先端技術を活用するスマート農業技術と併せて生産方式の転換を進めることは、大変重要な取組であると考えております。

このことから、農業者等に対しましては、農作業を効率化するスマート農業技術の活用など

の情報を提供し、J A仙台や宮城県農業改良普及センター等と連携しながら普及啓発してまいります。

次に、（２）のスマート農業技術に適した品種の特定や栽培体系の確立など、大学等との連携についてでございますが、品種の特定や栽培体系については、農業者等の意見を伺いながら、宮城県農業園芸総合研究所や包括連携協定を締結している宮城大学などの専門的な知見を有する関係機関との連携を図らなければ進めることができないと考えております。

このことから、まずは農業者等の意見を伺い、品種の特定や栽培体系の研究・調査が必要な場合は、専門的な知見を有する関係機関と連携できるかどうかを含めて検討が必要だと考えております。

次に、（３）の町独自の補助制度の創設についてでございますが、スマート農業技術を進めていきたいという農業者等の方々には、国の認定に基づく税制優遇や融資を活用していただくとともに、本町の特産品である利府梨については、利府町果樹産地構造改革計画に基づき、スマート農業技術の導入に関連する国の補助金の活用を案内してまいりますので、町独自の補助金の創設は考えておりません。

なお、現在本町の特産である利府梨の普及・促進を図るため、苗木の新植や改植については、町独自の補助金により支援しているところであります。

次に、（４）のみやぎスマート農業推進ネットワークの町内加入者と町独自のネットワーク構築の検討についてでございますが、現在、みやぎスマート農業推進ネットワークの町内加入者は、事業者１社が加入しているところであります。

また、町独自のネットワーク構築につきましては、県が設置したみやぎスマート農業推進ネットワークにおいて、スマート農業に関心がある農業者、農業機械ＩＣＴ関連事業者、農業関係団体等を加入対象者としていることから、まずはみやぎスマート農業推進ネットワークを有効的に活用していくよう、希望する町内の農業者等への加入を促進してまいります。

次に、（５）の農業支援サービス事業者の活動内容の啓発についてでございますが、農業者が農業支援サービス事業者からサポートを受けることで、農作業の負担軽減が図られることや、サポートする建設業者やJ Aなどの事業者も農作業受託等に必要な農業機械を導入する際に支援を受けられるなど、農業支援サービスは大変有効な取組であると認識しておりますので、J A仙台等の関係機関と連携しながら事業内容の周知を努めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○６番（鈴木晴子君） それでは、１点目から再質問させていただきます。

（１）の計画の進捗状況と課題、次期計画についてというところで、進捗状況のほうは、国の動きとともにハード面が大分整ってきたというふうには、予算書を見ても分かってきているところではありますが、今度はそれぞれの職員の皆さんの業務の内容をどのようにデジタル化していくのかということに大きくシフトしていくのではないかと考えております。

デジタル化を進めるためには、業務自体のＢＰＲ、業務改革、業務効率化も非常に重要であります。デジタル化できる業務の洗い出しはどの程度進んでおりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

進捗状況につきましては、今、御質問の中にもございましたとおり、ハード面も国の示す方向で整備のほうを進めております。

それと、システムにつきましてもオンライン化ですか、そちらにつきましても、国が優先的に推進すべきという子育てや介護ですか、そちらのほうにつきましても順調に進められております。

そのデジタル化についての各業務の洗い出しにつきましては、それぞれ担当課のほうに入りまして、実際、洗い出しを行ってはおりますが、なかなか進まない部分も実際あるというふうな状況で、ここでこの窓口の分の何業務かというのが、今ちょっとすみません、お答えすることができないので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○６番（鈴木晴子君） かなり進んでいる先進自治体ですと、これはかなり進んでいるのであれなんですが、できるという部分で聞いていただきたいんですけれども、手続ベースで約６割、それから申請件数、町民の皆様からの申請というふうな部分では９割がオンライン化できているという状況の自治体もあるというところでは、ぜひどんどんと進めていっていただきたいなというふうに思っているところでありますが、先ほど次期計画に課題を盛り込むということでありました。やはり進まないところでこの部分も課題なのかなというふうに思うんですが、この課題について次期計画にはどのように盛り込んでいく考えなのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

次期計画につきましては、先ほど答弁の中にもございましたとおり、現在、推進しております計画の課題、検証結果等を反映させるとともに、国でこれから次期計画に向けた指針等も示

されると思いますので、そちらに沿った形で計画のほうを定めるようになると思います。

あと、すみません、先ほどの電子申請関係ですと、もう現在既に登録システム等を使いながら各申請・アンケート等につきましては、大分やっているような内容になっております。ただ、ちょっと何パーセントとかってそういった出し方はしていませんので、登録ホーム等を利用して500件、アンケートだったり何だったというのを、実際、今年度やっているという実績がございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 数字は取っていないということでしたが、せっかくDX進めているというふうな部分では、計画にその辺の目標値をしっかりと示して、何パーセントまでいついつまでやるというふうな形でやるべきではないかなというふうに思いますが、もう一度伺いたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

今おっしゃるとおり、そういった数値での管理も大切だと思いますので、その辺は十分に管理できるように考えてまいります。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 課題、今、その部分が課題という部分でありましたが、言葉で課題というふうには御答弁いただいているんですが、実際、中身の課題というのをもう少し詳しく伺えますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

オンライン化等は順調に進んでいるというふうにお答えしましたが、今、課題となっていくのが、やっぱりこれを業務の見直しとか構築するためにスキルを持った職員の育成というのが、今後そういった課題の中に出てくるのが一番なのかなということで、人材育成等をこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

その人材育成につきましては、以前からIT戦略推進委員というのがあるんですが、そういった職員、各フロア、各業務ごとに任命しまして、そういった業務に関することも知りながらスキルのほうを上げていって、将来的に育成のほうに進んでいけばなというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 国が改定しました計画のほうも、やはり一番の課題は人材育成、人材だというふうに書いてありまして、まさしくそうだなと思っておりますが、町として令和6年度、令和5年度とデジタルの研修を行っているかと思いますが、どのような内容で、対象者はどのような方が参加なさったのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

デジタルの研修といいますか、業務に対する研修でよろしいでしょうか。デジタル業務、例えば、実際利用しております内部系のシステムの研修等は、職員を対象に実際行っております。それにつきましては、デジタル推進委員がちょっと関係はしているんですけれども、業務によって主となる業務のところが主催して、そういった研修等も行っております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） どうしてもしなければいけない研修もありますし、デジタルのスキルアップのための研修も必要だと思うんですね。そのスキルアップのための研修は、どなたが研修を受けているのか、まずやっているのか、それからどういう方が参加されているのかという部分をお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

対象となる職員につきましては、先ほどの業務系ですと、そういったシステム等を操作します職員を対象に、それ以外のデジタルスキル、そういったものについては、先ほど言いました推進委員、そういった方を任命した上でそういった講習を受けてもらったり、内部でそういった情報の研修会をしたりというふうに行っているような状況です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） IT戦略推進委員ですか、どのような形で任命をして、何人ぐらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

新年度になるとまた新たに任命するような形にはなると思うんですが、現在、各課、各係です、必要によってその係から主事・主任クラスの方々を、今までの実績からいうと約20名程度任命しまして、そういった業務の改善とか検討等をする際に集まっていだきまして、スキルアップも兼ねながらというふうに行っております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そのIT戦略推進委員は、どのような形でその人を選んだんでしょうか。
お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 例えば前回ですけれども、先ほど言いました入力フォーム、デジタルのですね、そういったものを議題にして、それを検討する際に各課のほうから、そういった若手職員であったりということで、スキルアップを含めて選任しまして、そこで勉強も兼ねながらスキルを持ってもらうというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 庁舎内250人ぐらい、200人の中で20人ということで、もっと増やしていただけないものなのかなというふうに思っているところなんです、もしかしたら、任命になっていない方でもかなりのスキルをお持ちの方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うんですけれども、上司の方からあなたというふうに言われるという形で今はやっているということなんです、希望する方というふうな形で募集するという考え方もあるのかなと思うんですが、その辺の部長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど言いましたように、課題を検討する際に各課からの推薦であったり、その中で各課の中で自分でやるというふうに言ったりするというのは実際ありますので、そういった形では自分でやりたいというふうに意思表示をして、その委員になっている方は実際にいます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） もしかしたらほかの任命なさっていない方の中にも、この業務はデジタル化できるのではないかと考えている人もいらっしゃるのではないかなというふうに思っているんですね。

今、職員の皆さんの提案制度もあるというふうな部分ではありますが、その提案制度、デジタル化というふうな部分でももう1つ項目をつくっていただいて、提案制度をしていって、どんどん職員の皆さん同士でこのデジタル化というふうなものに力を入れていくというふうな体制を整えてはいかがかなと思っているんですね。

それで、デジタル化できた項目があったら、それに対してインセンティブをつけていくとか、そういうふうな取組をぜひしていただけないものなのかなとお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 御質問にお答えします。

現在そういった取組、インセンティブとかそういったところまではしていないんですが、各課からの要望等につきましては、デジタル推進室のほうで伺って、そちらのほうに持っていけるようにそういったいろんな助成制度であったり、システムだったりというのを支援するような形を現在も取っています。

ただ、そういったふうに、何かを提案したからとかそういったふうには実際にはしておりませんが、そういったのも今後、状況を見て考えていきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 町のDX推進計画の中の大きな4番目のところに、AI、RPAの利用促進の取組で財政課の実現を令和7年度に進めるというふうになっております。その辺、現状としてどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

AI活用等につきましても、実際もう今年度においてもやっております。

例えばですが、内部での会議になります。庁議等の会議録等を記録させまして、自動で文字化するというふうな内容で、今までその導入に1案件3時間かかっていたものが、年間ですと54時間ぐらいというふうな標準的な数字になるんですが、それがそれを利用することによって18時間で、67%削減になっているとか、そういった部分。

あとRPAにつきましても、4業務で実際行っております。導入前は86時間ぐらいを見込んでいたものが、導入後12時間になって、全体的に見ると8割を超える削減につながっているとか、そういった部分についてはもう取組を行っております。

それに合わせて、現在はもう公会計の電子化、文書についても電子化というのを行っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 状況ありがとうございます。

今、私が伺いましたのは、内製化の実現ですね、それはどのような形で進んでいるかということを知りたいんですけども、計画に書いてありますので、令和7年度にやりますよというふうになっているので、答弁いただいている2問目のところに、私とまたちょっと違う角

度で電子ホーム、プログラミングの知識がなくても簡単にホームが作成できる、これはノーコード・ローコードでできる内製化なんですけれども、その辺の内製化、ローコード・ノーコードでできる内製化の進み具合は、（２）のところで答弁いただいているので、ここの部分を進めて、ＬｏＧｏフォームですか、町のほうでやると。ＬｏＧｏフォームで進めているかとは思いますが、このＬｏＧｏフォームだけだとアンケートフォームとか、そういうふうな部分に限られてくるところだと思うんですが、通常の業務の中へノーコード・ローコードを活用していただきたいと思いますと思っているんです、そのツールを。その辺の検討はどのようになさっているかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

ＬｏＧｏフォームですか、ノーコード、そちらのほうでアンケートだけではなくて、申込みとかそういったのをできるものから順次やっております。

例えば申告の受付とか、そういったのもそれにつくって、既に取り組んでいる部分はございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○６番（鈴木晴子君） 今、申し上げましたとおり、ノーコードでそのことをやっていることはよく分かっています。今後、新しいツールを使って、業務の効率化のためにローコード・ノーコードを使って業務デジタル化を進めてはどうかということを伺っているところです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

すみません。ちょっと回答のほうがずれていたのかと思いますが、その辺につきましては、検討をしながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○６番（鈴木晴子君） これですね、本当に進めている自治体はすぐにデジタル化が進むんですね。業務の効率化と、ものすごく緻密性のあるものですから、先ほど言いました職員の皆さんのＩＴ戦略推進委員ですか、その方々を増やしてこの部分をやっていくと、大分業務が簡素化されて楽になっていくと思うんです。

それを分かっている職員の方も絶対いると思いますので、その辺ぜひ庁舎内で研修をしていただきたいと思います、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

そういった今の御意見等も参考にさせていただきながら、任命するときに課題等もございますので、そういったものも含め、導入に向けて検討してまいります。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、（2）番目にいきます。

町民の生活をさらに便利にするデジタルサービスということで、先にL o G oフォームのことを答弁いただいているんですが、私のほうからは、まずはできることとしてホームページにA Iのチャットボットを入れる、その辺も検討されたことがあるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

ホームページのほうにということですが、そこまで実際まだいっていないというのが、実際でございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そのほかにも町民サービスの向上ということで、公共交通アプリであったり、運行状況の配信ができたりとか、ごみ収集のアプリであったりだとか、または環境モニタリングのアプリですね、あと、A Iを活用した観光ガイド、A Rを使った歴史スポットの紹介とかいろいろあるんです。ぜひこれは町民の皆様に町として配信していくものに対して、どういったものが必要かというふうな部分のアンケート調査みたいなものをもししていただけないかなというふうに思っていますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

先ほどのL o G oフォーム等を使いましてアンケート等もできるかと思いますが、そういったものについて、今後、アンケートを取る部分についても少しちょっと検討させていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 県のほうも大分アプリのほう進めて、皆さん3,000円いただいたかどうかなんですけれども、県のポケットサインですね。そのポケットサインの空いている部分を使って、地域ポイントとかのアプリを入れることもできるという部分を、県のほうで事業を行っております。県の事業として地域ポイントと導入支援事業というものがあって、市町村と商工会等の商業団体が連携して、県と同じ身分証アプリを活用して、デジタル商品券を発行する場合

へ補助、また、ポケットサインを利用して地域ポイントを配布する事業への補助、どちらも2分の1以内というふうな部分があります。

この部分も町として検討してはいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

ポケットサインのほうにつきましては、昨年の11月だったと思うんですが、利用につきまして県のほうと協定を交わして、町のほうでもポケットサインのほう使えるようには協定のほう交わしております。

今おっしゃいました、アプリを利用したポイントとか、そういったものについては、検討は進めておりますが、まだ実行に移っていない状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ぜひ検討をさらに進めていただければと思います。

それでは、（3）の生成A Iの運用状況をお伺いいたします。

仕事の効率が上がったということで、大変喜ばしいかなというところではありますが、ただ課題もあったのではないかと考えておりますが、課題の部分、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 課題の部分ということでございますが、課題につきましては、利用するルールといいますか、そういった部分についてちゃんと理解した上で使っていただくのが一番の課題なのかなというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 本当にこれは難しい部分も含んでいるなと思っておりまして、ハルシネーションですね。誤った情報や虚偽の内容を生成A Iが出力してしまう可能性があります。

それへの対応、ちょっとガイドラインの中身を私も見てないものですから何とも言えないんですけども、この辺の対応はしっかりとされているということでよろしかったでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

令和5年に利府町生成A Iの利用ガイドラインというのを作成しております。その中で、今おっしゃいましたように、目的であったり定義、あとは適用範囲、禁止用途と、それを全て定めておりまして、それを基本に生成A Iのほうを利用させていただくように町のほうで進めております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そのガイドラインの中に、A Iの誤回答による住民への影響を考慮して、責任の所在を明確にするというふうなものは含まれているか、お分かりですか。一応伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

責任の所在まではないんですが、当然その虚偽の個人情報だとか、著作権侵害とか、そういった部分の禁止項目等はそこの中でちゃんと定めております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 責任の所在を明確にするという文言はないということですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

すみません、今ちょっと抜粋版見てお話をしているものですから、ちょっと今持っている抜粋版でちょっとすぐその言葉が見つかることができないので、あとちょっと確認しましてお伝えいたします。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 大事な部分であると思いますので、御確認いただきまして、今のものも含めまして、令和5年度に策定なさったということで、今、正式に運用していくということで、ぜひ見直しをとというふうに思いますので、見直しもしっかりしていただきたいと思いますところをお願いしたいと思います。

それでは、大きな2番目のこれからの農業支援のほうに移りたいと思います。

これからの農業支援でございますが、人口減少に伴いまして、被関係農業従事者は、今後20年間で現在の4分の1になってしまう。116万人から30万人まで減少することが見込まれております。農水省の資料です。

これらを踏まえて、スマート農業を進めるに当たり、政策目標を農水省で掲げておりまして、スマート農業技術の割合を令和12年まで50%にしていくという大きな政策を掲げて、国として何とか農業者を支えていこうという考えで進めているところであります。

東京大学の大学院の教授中嶋教授が、スマート農業導入する技術をどう最大限活用するのか、スマート農業を視野に入れた農業基盤整備の在り方を考えなければいけない、皆で意識改革を進めて知恵を出し合うことが求められているというふうに語っております。

（１）のスマート農業技術活用促進法の推進であります、大変重要な取組ということで町のほうで認識していただきましたことから、ぜひこのような思いで進めていっていただきたいと思います。

（２）に移りたいと思います。

（２）のスマート農業技術に適した品種の特定などの研究や調査を大学などの関係機関と連携というふうなところでありますが、答弁のほうも農業者等の意見を伺いながらというふうに書いてありまして、しっかりと農業者の皆さんの声を聞いていただくということで、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それで、ぜひ何を求めているかという部分の調査を早急にしていただきたいと思うんですけども、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

このスマート農業、どのような農家の方が必要なのかということを調べるということです。

そうですね、農家の方の意見を伺う機会というのが、梨であれば利府梨振興協議会だったり、水田であれば利府地区の実行組合だったりというような場所があります。

その中で、利府町、どうしても農業というのは小規模農業の方が多いものですから、スマート農業にどのようにしたら合うのかとかというところも含めて、ちょっと御意見を聞ければなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） やっぱり部長から御答弁いただいたとおり、やはり利府町は梨が考えられるのかなというふうには私も思っております。

先進事例として、国の先進事例として、果樹、果樹に対してのスマート農業で見合っているものというのが今大体見えてきているところがあります。それはロボット草刈り機、これは全部農業に関係して、全部どの農業にも適するのかなと思います。ロボット草刈り機、自動かん水システム、水をやるシステムですね、それから環境モニタリングという実証実験も既に出ております。このようなものを示しながら、ぜひ勉強というか、研修の機会を設けていただけないものなのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、例示ありました、例えばロボット草刈り機だったり、自動散水、環境モニタリングというようなお話いただきました。

こういうような研修会自体があるのかどうかも含めて、まだ勉強不足のところがありますので、こういう研修会等があれば参加できるようにしていければなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 宮城県は結構スマート農業をしっかりと進めているところで、アグリテックアドバイザー、県でやっているあるんですね。そのような方に来ていただいて、ぜひ研修をしていただければなというふうに思います。

それから、農業者の方から逆にこういう技術ということを言われたことがあります。さっきの環境モニタリングも農業者の方から教えていただいたんですが、もう一つ、光センサー糖度計、梨を切らずに、梨をわざわざ絞らなくても糖度が分かるという、そういうものがあるんですね。そういうふうな部分ももしかしたら、1人の人からだけしか聞いていないんですが、ほかの方々はどんなふうに思っているのかとか、そういう部分も聞いていただけたらなというふうに思います。

それから、その部分につながっていく次の3番の町独自の補助制度ということで、大きなものは国のほうで大分やってくれているので、今言ったような小さな、さっきの光センサーだと10万円ぐらいとかなので、そういうふうな部分では、細かく町のほうの独自の制度で補っていただけないものなのかなというふうに思うんですが、ふるさと納税に産業振興のための事業ということで、商工観光、農林水産業ということで頂いている部分があります。このような部分を財源に補助制度を考えて検討してみてもどうかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、例示で糖度計のお話いただきました。糖度計ですね、こちらのほうは、何ていうんでしょう、梨の中の黒くなっていたりとかというのも、今、何でしょう、見えるように、そして、何ていうんでしょう、傷をつけなくても糖度が計れるという糖度計があるというふうにはお伺いしております。

それで、この糖度計は大変いいものだなということで、経済産業部農林水産課のほうでしっかり考えてはおりますけれども、ただただやっぱ補助を出すということではなくて、例えば利

府梨のブランディングというんでしょうか、価値を上げるために、例えばそれもプラスアルファで補助を出すとか、何か工夫をしながら補助を出せばなと思っております。

とにかく農家の方の所得を上げていければというふうに考えておりますので、そういうのをひっくるめて、ただただ補助を出すということではなくて、セットで考えていければなと考えておりました。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ふるさと納税の御回答がなかったようなのでお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

ふるさと納税の財源ですけれども、こちらのほうの経済産業部だけでちょっと決めかねるところもあります。

ただ、何でしょう、先ほど言いましたように、必要なもののいろいろあるかと思うので、しっかり精査して、ただこちらのほうのさっき言った糖度計につきましては、こちらの経済産業部でも大変必要なものだというふうには認識しておりますので、その優先順位をどのような形にするかということ、あとは、先ほども言いましたふるさと納税の充当先につきましては、うちの部だけで決めていないということもありますので、なるべく使えるように頑張りたいかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、（4）の県が行っているスマート農業推進ネットワークの登録状況のところにいきたいと思います。

1人の方が登録していたということで、うれしいなあというところと、もうちょっといたらよかったなというふうに思うところなんです。令和5年11月現在、県のほうで登録なさっているのは224名です。農業者は129名というところでは、まだ県でも少ないとは思いますが、利府町もちょっと少なかったなというふうに思っておりますので、ぜひ推進していくということでしたのでお願いしたいなというふうに思うんですが、これは先ほど町長から答弁いただいたように、農業者だけじゃなくてもデジタル関係のそういうふうな会社とかでも登録できますので、そういうふうな部分も推進していただきたいと思うんですね。

それから、町独自のネットワークというふうな部分は、やっぱり身近な方同士でこのデジタ

ルのことでつながっていくことによって地域のデジタルの農業の基盤が構築されていくものと思うんですね。農業者だけの方が進めていっても進まない部分もあると思う。そのITスキルを持った人がこういうふうな手伝いができるよというふうな場としては、やっぱりネットワークを町独自でつくっていただけたらなって、幸いにして利府町にはt u m i k iというすばらしい施設がありますので、ぜひt u m i k iとかでそういうふうなコミュニケーションの場をつくるようなことを考えていただけないかなと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

宮城県のこのネットワークのほうに入っているのが事業者でございます。農業者でなくて事業者のほうになります。

基本的には、多分一番は農業者の方々がこのネットワークをつくって加盟してくださるか、あとは商工業者の方々が加盟してくれるのか、何というんでしょう、ネットワークを構築できるのかどうかというのも含めまして、検討していかなくはいけないのかなというふうには考えております。

スマート農業につきましては、すごい国策というか、国では農業政策としてはすごくすばらしいものではあるんですけども、先ほど利府町の農業の現状というんですか、小規模農業の方が多くて、その機械を導入してまでそれに加わるかどうかというところもあるかなとは思っております。

そういうところも鑑みますと、農業者の需要が果たしてこのネットワークをつくって、あるのかどうかというところもちっと心配はしておりますけれども、ただ今後、地域おこし協力隊などの新規就農者などが今度拡大していきたい、もっと大きくしてやっていきたいという思いがあるということも考えられますので、まずはちょっと県の方のみやぎスマート農業推進ネットワークの会員にまずなっていて、いろんな何でしょう、他市町村の情報等々も自分で吸収していただきながら、まずはそちらのほうに加盟していただいて、次にその方たちが利府町でもそういうもの必要じゃないかというような声が上があれば考えていければいいのかなというふうにちょっと考えておりました。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 部長の答弁だと、スマート農業ものすごくお金がかかるから、ちょっと導入するのは大きい農業体が必要なんじゃないかという話だと思うんですが、小さくても金額

が少額でもありますので、それでまだまだ検討する余地は小規模農業の方でもあると思うので、それに対するIT関係の人たちが集う小さな場というふうな形で、大きく捉えるより小さく捉えていただけてやっていただけたらなというふうに思うところです。

最後に、（５）番の農業支援サービス事業者の啓発活動ということで、これも大変有効な取組ということで御認識いただきまして、ぜひそういうふうな思いでやっていただきたいと思うんですけれども、これは本当に国として100億円の予算規模でやっているということで、本当に補助率がそして2分の1、今までにない画期的な補助事業だと思っております。

勉強していただいたので分かるかと思うんですけれども、どなたでも参画、参画というか、応募することができて、個人でも建設業者でも個人事業主でもどんな方でもその事業に参画できる。それは農業者を支援するために機材を買って、スマート農業に関連する機材を買って農業者を支援する。その半分、3,000万円だったら1,500万円まで国が補助しますという内容です。

令和6年度の補正で今やっていますけれども、ちょっとそろそろ6月ぐらいまでは何とかなるんじゃないかと、今年度、令和6年度の分は。また令和7年度もありますでしょうから、ぜひこれは協力的に啓発活動を行っていただきたいと思っております。

それから、これマッチングが大事だと思っているんですね。建設業者さんだったり個人だったり、支援したいという方と支援してほしいという方のマッチングがすごく大事だと思うんですね。そういう場をつくっていただくような体制を、町がやるのか農協さんがやるのかはその辺は検討していただきたいと思いますが、そのような部分を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

マッチングということです。

経済産業部、一次産業、二次産業、三次産業が管轄している経済産業部でございます。

農家につきましてはJAさんを中心にうちの農林水産課、そして、事業者側に立ちましては商工観光課のほうで商工会、そして、利府町産業振興協議会、あと先ほどお話しあったt u m i k iなんかも経済産業部の所管であります。経済産業部で一体となって、うまくマッチングできるようにお話しできればなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上ですか。

以上で、6番鈴木晴子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後5時31分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年3月12日

議 長

署名議員

署名議員